

R04監査等措置状況調査結果一覧表

	監査名	部局	担当課	指摘事項(要約)	指摘区分	R04 調査回答	R04 結果判断
1	H27-1定期	総務部	総務課	法律事務所顧問契約	検討・改善	措置完了	完結
2	H29-2定期	市民人権部	市民窓口課	戸籍等情報システム委託料	検討・改善	措置完了	完結
3	H29-2定期	市民人権部	金剛連絡所	ホールの貸出し	検討・改善	措置完了	完結
4	H29-2定期	市民人権部	環境衛生課	葛城温泉運営事業	検討・改善	措置中	完結
5	H29-2定期	市民人権部	人権・市民協働課	富田林市人権協議会補助金	検討・改善	措置完了	完結
6	H29-2定期	市民人権部	人権文化センター	人権文化センター委託料	検討・改善	措置完了	完結
7	H23-2定期	子育て福祉部	増進型地域福祉課	社会福祉協議会の純資産	検討・改善	措置完了	完結
8	R02-1定期	子育て福祉部	増進型地域福祉課	福祉コミュニティ推進事業	改善	措置完了	完結
9	R02-1定期	子育て福祉部	増進型地域福祉課	ケアセンターの指定管理	改善	措置完了	完結
10	R02-1定期	子育て福祉部	増進型地域福祉課	公の指定管理	改善	措置完了	完結
11	H23-2定期	子育て福祉部	生活支援課	生活保護費返還金・徴収金	検討・改善	措置完了	完結
12	R02-1定期	子育て福祉部	障がい福祉課	パソコン要約筆記	改善	措置完了	完結
13	R02-1定期	子育て福祉部	障がい福祉課	団体補助	改善	措置完了	完結
14	H24-1定期	健康推進部	健康づくり推進課	歯科休日診療事業	検討・改善	措置完了	完結
15	H26-1定期	産業まちづくり部	農とみどり推進課	営農指導活動補助金	検討・改善	未措置	停止
16	H26-1定期	産業まちづくり部	農とみどり推進課	農業公園	検討・改善	一部措置	完結
17	H26-1定期	産業まちづくり部	農とみどり推進課	水路使用料	検討・改善	措置中	完結
18	H26-1定期	産業まちづくり部	農とみどり推進課	都市公園管理業務委託	検討・改善	未措置	停止
19	H26-1定期	産業まちづくり部	商工観光課	地域就労支援事業	検討・改善	未措置	停止
20	H31-1定期	教育総務部	教育総務課	空調機器の更新	検討・改善	措置完了	完結
21	H31-1定期	教育総務部	学校給食課	給食費の現金取扱	検討・改善	措置完了	完結
22	H31-1定期	教育総務部	学校給食課	調理業務委託	検討・改善	措置完了	完結
23	H31-1定期	教育総務部	教育指導室	備品管理	検討・改善	措置完了	完結
24	H31-1定期	教育総務部	教育指導室	奨学金の現金支給	検討・改善	措置完了	完結
25	H22-2定期	生涯学習部	生涯学習課	すばるホール駐車場用地賃料	是正	未措置	停止
26	H29-1定期	生涯学習部	生涯学習課	すばるホール指定管理	検討・改善	措置完了	完結
27	H29-1定期	生涯学習部	生涯学習課	プール跡地	検討・改善	措置完了	完結
28	H29-1定期	生涯学習部	生涯学習課	青少年対策事業	検討・改善	検討中	継続
29	H30-1定期	生涯学習部	文化財課	じないまち交流館指定管理	検討・改善	措置完了	完結
30	H30-1定期	生涯学習部	中央図書館	図書館システム保守委託料	検討・改善	措置完了	完結
31	H28-1定期	消防本部	消防総務課	地下タンク埋設配管点検	検討・改善	措置完了	完結
32	H28-1定期	消防本部	消防総務課	デジタル無線設備保守管理	検討・改善	措置完了	完結
33	H28-2定期	議会事務局	議会事務局	議会会議録作成委託	検討・改善	措置完了	完結
34	R02決算	市民人権部	人権・市民協働課	地域人権学習交流事業補助金	—	措置完了	完結
35	R02決算	市民人権部	環境衛生課	東条地区10町連合会補助金	—	措置完了	完結
36	R02決算	健康推進部	高齢介護課	介護保険システム改修委託料	—	措置中	完結
37	R03-1定期	子育て福祉部	こども未来室	備品管理	—	措置完了	完結
38	R03-1定期	子育て福祉部	こども未来室	子ども・子育て支援システム	—	措置中	完結
39	R03決算	産業まちづくり部	農とみどり推進課	農業公園指定管理	—	検討中	継続

※ 調査の継続については監査委員の判断によるものとする

監査等指摘事項措置状況管理票

①

監査名	平成27年度第1回定期監査		指摘日	平成28年2月18日
部局名	総務部	課名	総務課	
指摘事項等	<p>本市は、従来は1つの法律事務所と法律顧問契約を締結していたが、現在では2つの法律事務所と顧問契約を締結している。本市も重要な法的問題を含む案件を抱えることが多くなり、複数の法律事務所の意見を参考にする必要が増えてきた事等がその理由ということである。しかし、信頼関係を基礎として顧問契約を締結しているはずであるから、重要な法的問題については、1つの法律事務所において、十分な調査研究をして貰えば足りることである。しかも、2つの法律事務所は、いずれも大阪市内に事務所があり、面談・相談を受ける上での利便性にも問題がある。本市においては、最近では任期付きで弁護士の採用を行っているのであるから、市役所で仕事を行い、本市の事情に精通しているこれらの弁護士から法的援助を受ける方が、利便性においても効果においても優れているものと思われる。法律顧問契約を全く無くすことには不都合も予想されるが、2つの法律事務所と顧問契約を継続する必要があるとは思えず、任期付きであっても本市で働く弁護士に対して、より有効に活躍して貰う方向で検討をすべきではないかと考える。</p> <p>(平成28年2月18日付平成27年度第1回定期監査結果報告書)</p>			
平成29年度調査回答	<p>「1つの法律事務所において、十分な調査研究をして貰えば足りる」については、相談の中には、過去の判例等の手掛かりがなく、難しい事案もあり、このような事案については、2事務所の見解を求める合理性があると考え。また、それぞれに担当分野があり、通常の相談においてはそれぞれに振り分けて相談を行っている。</p> <p>「いずれも大阪市内に事務所があり、面談・相談を受ける上で利便性にも問題がある」については、現在、顧問弁護士に対する法律相談のやりとりは、事業相談として電子メールによる書面により行っており、最終詰め段階で相互に出向くことがあるがどちらの弁護士事務所も市の利便性を考慮したものと考え。</p> <p>「2つの法律事務所と顧問契約を継続する必要があるとは思えず、任期付弁護士の方がより有用である」については、近隣他市の例(松原市(任期付弁護士も採用)、羽曳野市、河内長野市(任期付弁護士も採用)、藤井寺市、柏原市、大阪狭山市(任期付弁護士も採用))を見ても、4、3ないし2事務所と顧問弁護士契約を行っている。</p> <p>仮に顧問弁護士に代えて、任期付弁護士を採用しようとしても、現在行っている法律相談の内容、訴訟に対応できる水準の弁護士をすぐに採用することは難しいと考える。そして任期制であれば、継続性が保てないため、任期付弁護士を新たに法規担当課で採用したとしても、現在の顧問弁護士は維持する必要があると考える。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和3年度調査回答	<p>「1つの法律事務所において、十分な調査研究をして貰えば足りる」については、相談の中には、過去の判例等の手掛かりがなく、難しい事案もあり、このような事案については、2事務所の見解を求める合理性があると考え。また、それぞれに担当分野があり、通常の相談においてはそれぞれに振り分けて相談を行っている。</p> <p>「いずれも大阪市内に事務所があり、面談・相談を受ける上で利便性にも問題がある」については、現在、顧問弁護士に対する法律相談のやりとりは、事業相談として電子メールによる書面又はオンラインにより行っており、最終詰め段階で相互に出向くことがあるがどちらの弁護士事務所も市の利便性を考慮したものと考え。</p> <p>「2つの法律事務所と顧問契約を継続する必要があるとは思えず、任期付弁護士の方がより有用である」については、近隣他市の例(松原市(任期付弁護士も採用)、羽曳野市、河内長野市(任期付弁護士も採用)、藤井寺市、柏原市(任期付弁護士も採用)、大阪狭山市(任期付弁護士も採用))を見ても、3ないし2事務所と顧問弁護士契約を行っている。</p> <p>任期付弁護士については、採用している他市の事例および本市債権管理担当弁護士よりその有用性は認められるものであるが顧問弁護士に代わるものではなく、顧問弁護士と連携して事案の解決をはかるものと考え。また、任期付き弁護士を採用している多くの自治体でもそのように運用されている。さらに、任期付弁護士を採用しても任期制であるため、継続して人材を確保することが困難であることから、現在の顧問弁護士は維持する必要があると考える。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			

<p>措置内容</p>	<p>「1つの法律事務所において、十分な調査研究をして貰えば足りる」については、相談の中には、過去の判例等の手掛かりがなく、難しい事案もあり、このような事案については、2事務所の見解を求める合理性がある と考える。また、それぞれに担当分野があり、通常の相談においてはそれぞれに振り分けて相談を行っている。 「いずれも大阪市内に事務所があり、面談・相談を受ける上で利便性にも問題がある」については、現在、顧問弁護士に対する法律相談のやりとりは、事業相談として電子メールによる書面又はオンラインにより行っており、最終詰め の段階で相互に出向くことがあるがどちらの弁護士事務所も市の利便性を考慮したものと考える。 「2つの法律事務所と顧問契約を継続する必要があるとは思えず、任期付弁護士の方がより有用である」 については、任期付弁護士を採用している近隣市の例(松原市、河内長野市、柏原市、大阪狭山市)を見ても3ないし2事務所と顧問 弁護士契約を行っている。 また、本市では、令和4年度から法規担当として、週2回勤務の任期付弁護士を採用しているが、任期付弁護士は、顧問 弁護士に代わるものではなく、顧問弁護士と連携して事案の解決をはかるものとする。さらに、任期付弁護士は任期制 であるため、継続して人材を確保することが困難であり、任期付弁護士の採用に関わらず、現在の顧問弁護士は維持 する必要があると考える。 なお、任期付弁護士を採用したことで、顧問弁護士への相談内容の大半は、複雑で難しい案件や訴訟関係の案件 となり、相談件数自体は減少傾向であるため、委託料等、次年度以降の顧問契約について、見直しを行う。 (令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>		
<p>措置状況</p>	<p>措置完了</p>	<p>措置完了(見込)年度</p>	<p>令和4年度</p>

監査名	平成29年度第2回定期監査		指摘日	平成30年3月27日
部局名	市民人権部	課名	市民窓口課	
指摘事項等	<p>戸籍等の情報をプログラム化や関連ファイル化でシステムを導入した後の保守管理については、ソフトウェアを導入した業者へ業務を特命随意契約で委託する事例が見受けられ、戸籍総合システム保守管理業務についても4,383,072円で特命随意契約で委託している。また、同保守管理業務については、委託契約締結直後に委託先のシステム導入業者からシステム開発業者への再委託を承認している。承認したのは、プログラム修正、定期点検、改良等のメンテナンスには作業の権利を開発業者が持つからとされている。</p> <p>業務委託料の金額については、できるだけ抑えるよう毎年交渉しているとのことであるが、いずれにしても、同システムの次回機器更新、すなわち耐用年数期間中、現在の契約形態並びにそこで合意した業務委託料の支払いが継続することになる。再委託の承認については、一般的に言うコスト増等が懸念される。</p> <p>このように保守料を伴う保守管理業務が予定されているシステムを導入する際には、担当課も予定しているように、他業者からの参考見積りの徴取や他市の状況を調査し、適正で妥当な価格であるかの比較検討を行って、契約形態並びに業務委託料のあり方を検討する必要があると考える。次のシステム導入時には、この点に努められたい。</p> <p>(平成30年3月27日付平成29年度第2回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度調査回答	<p>●経過状況 システム更改及び保守契約の契約形態及び価格について、令和2年7月府下市区町村の調査を行いました。また、現ベンダー(アトラス情報サービス株式会社)へ移行費及び更新、保守委託料の見積を徴取、システムのシェアナンバーワンの富士フィルムシステムサービスへ移行費及び更新、保守委託料の参考見積の徴取を行いました。</p> <p>●方針 経過状況を十分に検討し、平成31年3月に策定された『富田林市情報システム調達ガイドライン』に基づき次のシステム導入(更新)を進めてまいります。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>価格については、府下市区町村の状況を調査した結果、本市の戸籍システムに係るトータルコスト(機器購入費・更新委託料のインシャルコスト、再委託を含めた保守委託料のランニングコスト)は同規模の府下市区町村と比べ安価であること及び他業者の参考見積と比しても安価であることが判明したことから、一定、適正で妥当な金額であると判断しました。</p> <p>今回の更新については、調査結果に加え、職員の事務負担や基幹系システムとのデータ連携などの観点からも十分に検討を重ね、本市システム導入ガイドラインに基づき現行業者と随意契約を令和4年4月15日締結しました。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和4年度	

監査名	平成29年度第2回定期監査		指摘日	平成30年3月27日
部局名	市民人権部	課名	金剛連絡所	
指摘事項等	<p>金剛連絡所は、市役所本庁との連絡業務を中心に金剛団地とその周辺の市民向け窓口業務、大小ホールの貸出の各サービスを行っており、有意義な機能を担っている。かかる実態を念頭に、ここ数年の大小ホールの利用率をみると、平成25年度:大63%、小39%、平成26年度:大63%、小38%、平成27年度:大59%、小55%、平成28年度:大52%、小50%となっており、今後の周辺類似施設の立地状況も併せ考えると、利用状況は頭打ちの感が否めない。今後の金剛連絡所の諸経費や管理委託料等の推移を念頭に、また、金剛連絡所の存在価値をより高めるべく、収入確保となるよう、ホールの利用申込み方法、利用時間区分の設定等の工夫、広報について、さらなる改善の余地があると考え。</p> <p>(平成30年3月27日付平成29年度第2回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度調査回答	<p>金剛連絡所では、市役所本庁と協力体制をとりながら本庁で行っている業務の受付を行っており、市民の皆様の利便性をより高めるため、取扱い業務についても年々増やしています。</p> <p>併せて、地域コミュニティの場としてのホール貸出も行っており、ホールの利用率については、その後も広報に掲載することで、利用促進を図ってきました。</p> <p>小ホールについては、福祉の相談窓口の充実を図るため、令和3年10月から、高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター(ほんわかセンター)」と、さまざまな福祉課題の相談を実施する「福祉なんでも相談窓口」の併設を予定しており、さらなる住民サービスの向上を目指します。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>金剛連絡所では、市役所本庁と協力体制をとりながら業務の受付を行っており、市民の皆様の利便性をより高めるため、毎年、取扱い業務についても増やしています。</p> <p>また、利用率がおおむね50%以下であった小ホールについては、令和3年度での回答どおり、令和3年10月に、高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター(ほんわかセンター)」と、さまざまな福祉課題の相談を実施する「福祉なんでも相談窓口」の併設を設置し、さらなる住民サービスの向上を図ったところです。</p> <p>さらに、ホール(元「大ホール」)については、平成24年度から26年度まで利用率が上昇していましたが、平成27年度から28年度にかけて下降しており、平成29年度に監査でのご指摘を受けました。</p> <p>その後、当該年度に広報で周知し、平成29年度から令和元年度にかけて利用率が再度上昇し続けていましたが、令和元年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染拡大により、利用停止として予約済の利用についてもキャンセルをお願いした期間もあり、利用を促進する広報も控えてきました。令和4年度になり、再度利用率が上昇し、新規の利用者も増加しているため、今後も新型コロナウイルスの感染拡大の状況に配慮しながら、定期的に広報に掲載するなど、さらなる利用促進を図っていきます。</p> <p>平成29年度監査での指摘については、令和3年度の調査回答で予定していた小ホールの常時利用(福祉なんでも相談窓口の設置)により措置完了とし、ホール(元「大ホール」)のについての利用促進にかかる広報の掲載などは、今後も継続的に取り組んでまいります。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度	

監査等指摘事項措置状況管理票

④

監査名	平成29年度第2回定期監査		指摘日	平成30年3月27日
部局名	市民人権部	課名	環境衛生課	
指摘事項等	<p>入浴施設のない地区住民並びに周辺地区住民のために利用できる浴場を運営し公衆衛生の向上を図る目的として、葛城温泉運営事業に補助金6,500,000円が交付され、自家用電気工作保管管理業務、浴場機器点検業務、消防設備点検業務、機械警備業務、貯水槽清掃業務、入浴券販売機保守点検業務等の委託料合計551,522円が支出されている。入浴者数について平成24年度40,271名、平成28年度には32,461名と7,810人減少しているが、維持費や補助金は必要である。当初、公衆衛生の向上が事業目的であったのが、現在は社会情勢により地域のコミュニティづくりの場へと変化してきていることや、施設の老朽化により保守費用の増加が予想されるため、若松地区再整備基本構想の方向性に合せ、今後の施設の利用計画や修繕計画等を整備し、早急に対応する必要がある。</p> <p>(平成30年3月27日付平成29年度第2回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度調査回答	<p>若松地区再整備基本構想に基づき、市営若松住宅(風呂の無い団地)の建替え等により、家風呂の普及、一般化している状況から公営浴場の存続必要性はうすれており、一定の役割を終えたこと、また建物の老朽化も鑑み、令和3年度を最後に事業を廃止する。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>令和3年度に公衆浴場の廃止に伴い、補助金も廃止しており、令和5年度建物解体開始までの間、最低限の建物の維持管理を行っている。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置中		措置完了(見込)年度	令和5年度

監査名	平成29年度第2回定期監査		指摘日	平成30年3月27日
部局名	市民人権部	課名	人権・市民協働課	
指摘事項等	<p>一昨年末に部落差別の解消の推進に関する法律が制定施行され、また、近年人権意識の高まりと共にさまざまな人権擁護運動がみられるなか、当市もかかる問題に積極的に取り組むのは望ましいことである。そのなかで、市民の基本的な人権の擁護と実現等の充実を図るとともに、あらゆる差別のない人権尊重のコミュニティづくりと校区・市域づくりを推進することを目的に富田林市人権協議会活動事業に対して、補助金4,000,000円を交付している。実施事業の内容には「人権研修・学習・啓発事業」「地域人権交流事業」「人権に関わる地域の文化継承事業」「地域子育て支援事業」で、それぞれの「事業等の実施による効果」について報告がなされている。しかし「補助事業等の支出の部の内訳」では、人件費合計2,965,234円と補助金全体の約70%を占め、実施事業ごとの人件費についての報告がなされていない。事業補助金交付について、実施事業ごとの人件費を含む収支内容にし、透明性のある事業補助としての報告になるよう検討することを望むものである。</p> <p>(平成30年3月27日付平成29年度第2回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度調査回答	<p>平成31年3月に「第2次富田林市人権行政推進基本計画」を策定したのを機に、これまで富田林市人権協議会の活動に対する補助であった「富田林市人権協議会補助金」を見直して廃止をし、同基本計画でその意義と重要性を示している人権教育・啓発活動の具体的取組みとしての「地域人権学習事業」と、人権課題の解決に効果的な手法とされている「地域人権交流事業」に対する補助金として、新たに「富田林市地域人権学習・交流事業補助金」としました。</p> <p>これに伴い、令和元年度(平成31年度)の実績報告書より、人件費やその他費用についても実施事業ごとに支出内訳を報告をいただいております、透明性のある事業補助となるよう努めているところです。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>令和3年度調査回答のとおり、平成31年3月に「富田林市人権協議会補助金」を廃止し、平成31(令和元)年度からは新たに「富田林市地域人権学習・交流事業補助金」として、人権教育・啓発活動の具体的取組みとしての「地域人権学習事業」と、人権課題の解決に効果的な手法とされている「地域人権交流事業」の2種類の事業に対する事業補助金としました。</p> <p>これに伴い、本補助金は、交付申請から、実施事業ごとに概算ながら人件費を含む支出内訳を明らかにしていただくとともに、実績報告には、領収書などの疎明資料を添付のうえ実施事業ごとに人件費やその他費用についても収支内容を報告をいただいております。</p> <p>平成31年4月1日措置完了。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	平成31(令和元)年度	

監査名	平成29年度第2回定期監査		指摘日	平成30年3月27日
部局名	市民人権部	課名	人権文化センター	
指摘事項等	<p>建設して20年以上経過した施設の保守費用について、富田林市立人権文化センター及び複合施設管理業務の月額委託料では28年度では215,460円、29年度では405,000円である。富田林市人権文化センター及び複合施設清掃業務の月額委託料では28年度119,858円、29年度143,640円である。2つの保守費用は前年度より高額となっている。また人権文化センターでは識字教室、通年講座、人権学習など定期的に利用されている中、老朽化による故障で、空調機4台を購入し、1,303,560円が支払われている。このように児童館との複合施設として建替えが協議されている間にも現存の施設維持費が必要になることから、若松地区再整備基本構想の方向性に合せ、施設の利用計画や保守費等を整備した上、早急に対応する必要がある。</p> <p>(平成30年3月27日付平成29年度第2回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度調査回答	<p>富田林市立人権文化センター及び複合施設管理業務の月額委託料は、令和元年度に入札を行い、292,600円(3年の長期継続契約)となっています。また、清掃業務の月額委託料も同様に154,550円となっています。施設管理業務は日々の警備業務、清掃業務は日常清掃であり、館の老朽化が委託費増に直接影響することではなく、委託料の増加の要因としては、最低賃金の上昇や消費税の増税などが考えられます。</p> <p>当初は、若松地区公共施設再整備事業に基づき児童館との複合施設として建替えが協議されてきましたが、昭和40年に建設され、50年以上経過した富田林市立人権文化センターは、児童館より老朽化が進み、現在3階部分は雨漏りのため使用できなくなっています。また、耐震化もされていない状態で早急な建替えが必要になっています。今後、若松地区公共施設再整備事業に基づく単独での新しい人権文化センターの建替えに向けて、今年度基本設計に入る予定です。建替えにあたっては、貸館・集会・講座の機能統合を図るなど「総量の適正化」を目指し、コンパクトな設計を考えております。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>富田林市立人権文化センター及び複合施設管理業務の月額委託料は、令和4年度に入札を行い、291,830円(2年の長期継続契約)となっています。また、清掃業務の月額委託料も同様に154,880円となっています。施設管理業務は日々の警備業務、清掃業務は日常清掃であり、館の老朽化が委託費増に直接影響することではなく、委託料の増加の要因としては、最低賃金の上昇などが考えられます。現在、若松地区公共施設再整備事業の方針を受け、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目的とした新たな拠点として、(仮称)多文化共生・人権プラザの整備を進めており、令和3年度に基本設計を終え、令和4年10月より工事の着手を行い、令和6年1月末に竣工予定となっています。新施設へ男女共同参画センターウィズ機能の機能を統合するなど「総量の適正化」を図っています。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和5年度

監査名	平成23年度財政援助団体監査		指摘日	平成24年3月30日
部局名	子育て福祉部	課名	増新型地域福祉課 (社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会)	
指摘事項等	<p>【指摘区分: 検討・改善】</p> <p>平成23年3月31日現在において社協が保有している財産は、固定資産だけでも、基本財産1,500千円のほか、有価証券が1億49,240千円、運営財産積立預金が69,658千円、退職金積立預金が57,228千円となっており、純資産額は3億23,684千円になる。</p> <p>社協は他の財政援助団体と比較して基本財産が少なく、安定した運営のためには一定の積立金を保有しておく必要があり、また、将来に備えて退職金を積み立てておく必要があることは事実であるが、補助金の交付を受けて活動をしてきたなかで、このように多額の純資産を保有するに至っていることは考慮する点であり、今後の補助金の算定方法については十分に検討することが求められる。</p> <p>(平成24年3月30日付平成23年度財政援助団体監査結果報告)</p>			
平成25年度調査2回5年度	<p>社会福祉協議会は各自治体に必置されるべき団体であります。その運営の基本的部分を市として担うべきであるという観点から、純資産についての考え方を明らかにして補助金の考え方を整理する必要があると考えています。</p> <p>社会福祉協議会の事業収益は、社会福祉法に示された地域福祉事業に活用されるべきとの考え方に基づいて、25年度予算においては、資産を地域福祉活動に活用させるべく補助金を一定減額しました。</p> <p>純資産及び補助金のあり方につきましては、今後も引き続き協議を進めます。</p> <p>(平成25年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
平成29年度調査回答	<p>・補助金の見直しについては、平成25、26年度に各年度15,000千円、合計30,000千円の削減を行い、平成27年度からは、人件費補助の対象者数を6名から4名へと見直しました。また、平成29年度予算においては、毎年度、補助対象者の定期昇給等に合わせて増額していた補助額を、今後は、一定期間ごとの見直しは行うものの、原則、定額予算とする見直しを行ったところです。</p> <p>・一方、純資産については、平成23年度末の3億34,715千円をピークに減少し、平成28年度末で3億2,783千円となりました。この間、市民等からの寄付を財源とし、福祉施設や地域の団体へ払い出しを行う善意銀行事業において、合計約23,000千円の大口寄付による増加要因もありましたが、直近の5年間で純資産は31,932千円の減少となっています。平成28年度末時点の純資産の主な内訳としては、基本財産1,500千円のほか、有価証券が50,000千円、財務調整積立預金が54,910千円、善意銀行積立預金が26,797千円、福祉基金積立預金が109,981千円となっています。今後、毎年度の赤字補てんによる純資産の減少が見込まれることも踏まえ、引き続き、純資産の推移と補助金のあり方について、検討を行います。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和3年度調査回答	<p>善意銀行積立預金については、福祉会館の椅子等の備品購入に約2,000千円、令和2年度中の福祉会館駐車場改修に約13,000千円を使用、福祉資金積立預金純資産積立預金については、積立当初、市に借入した50,000千円を平成30年度に返還しています。</p> <p>社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)の施行により、平成29年4月から、社会福祉充実残額がある場合は社会福祉法第55条の2第1項に定める方法により、社会福祉充実計画を定める必要があります。</p> <p>法の施行以後、富田林市社会福祉協議会にて、社会福祉充実残額が生じたことはなく、それに照らして多額の純資産を保有している状況は現時点において確認できておりません。また、富田林市社会福祉協議会の経理規程において、社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画作成に関する条文が設けられており、仮に純資産が増加した場合においても、積極的に資産の活用による社会貢献がなされるものであると認識しております。</p> <p>平成23年度の監査時点とは異なり、現行の法人制度においては、法人が保有する財産についてルールが明確化されており、ご指摘いただいた事項については、一定の改善がなされ、また、それがなされていくものであると担当課として考えています。</p> <p>なお、補助金につきましては、令和2年度における総額は、前年度と同額となっておりますが、事業にかかる積算の見直しを実施しました。補助金算定の在り方については、法人の純資産額とは別に、当然に適切な実施がなされるべきであると認識しており、今後についても、算定方法についての検討を続けてまいります。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			

監査等指摘事項措置状況管理票

⑦

<p>措置内容</p>	<p>富田林市社会福祉協議会が保有する資産については、収支決算書により把握しておりますが減少傾向にあります。また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人における財産の保有状況については、すでにルールが明確化されていることから、平成23年度に監査で受けた指摘事項については、担当課としては令和3年5月31日現在の調査回答をもって、すでに改善、是正されているものと認識しております。</p> <p>なお、補助金につきましては、委託的事業費として区分し、社会福祉法第109条に基づく、社会福祉を目的とする事業を補助対象としており、公益に資するものです。事業完了後には、各補助事業の実績書、収支決算書等の報告を求め、書類の審査等を行い、補助金額を確定しています。その結果、すでに概算で交付した補助金交付決定額を下回る場合はその差額の返還を求めており、適切に執行されていると認識しております。</p>		
	<p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>		
<p>措置状況</p>	<p>措置完了</p>	<p>措置完了(見込)年度</p>	<p>令和3年度</p>

監査等指摘事項措置状況管理票

⑧

監査名	令和2年度定期監査		指摘日	令和3年4月30日
部局名	子育て福祉部	課名	増進型地域福祉課	
指摘事項等	<p>福祉コミュニティ推進事業委託事務について《指摘・改善》 この事業は、社会福祉協議会に委託しているものである。監査対象年度、同協議会における正職員1名について年度途中の一か月間、コミュニティソーシャルワーカーの人員配置において年度当初の一か月間、それぞれ欠員状態となる等の事態が生じた。 所管課として、委託料のうち人件費相当分の減額を行っている。この対応自体は適切といえる。しかし、同事業がこのことによりどれだけ支障を生じたかが必ずしも明らかではない。委託契約書上報告を受ける所管課として、業務仕様書で定められた事業がなされているか、人員体制問題の処理に必要な対応についても確認が求められるところである。委託事務の履行状況について文書により明らかにして、契約金額の見積もりの適正さを担保するよう事務処理にあたり留意されたい。</p>			
	(令和3年4月30日付令和2年度定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>令和2年度におきましても、令和2年9月1日から令和3年1月11日の間に、コミュニティソーシャルワーカー1名の欠員が生じており、監査対象年度と同様に、欠員期間においては、委託料のうち人件費相当分を減額し、欠員分にかかる早期の補充を求め、状況の確認を行ってまいりました。 大阪府の交付金請求に係る要綱に定める報告様式を用いて、毎月の事業内容について委託先に報告を求めている中で、令和2年度中において欠員が生じていた月とそうでない月にて、個別相談件数等に大きな乖離がないことを確認しております(参考1、2参照)。 また、隔月で連絡会議を実施し、コミュニティソーシャルワーカー及びコーディネータより活動状況について聴取しており、定期的に行われるケース検討会議に所管課職員が同席することで業務の履行状況について直接の確認も実施しております。 別添のとおり、委託先から履行状況について書面による報告もあり、欠員が生じていた期間について、業務仕様書記載の事業が適切に履行されていたものと認識しております。 今後につきましても、所管課として人員体制に問題が生じた際、ご指摘いただいた事項について留意し、事業の実施及び対応状況について確認してまいります。加えて、そもそもの欠員が生じないよう、共に地域福祉コミュニティの推進に取り組む関係機関としても、担当者レベルでの協力を努めてまいります。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>令和3年度以降においては、業務仕様書に定める人員配置がなされており、地域福祉計画に基づいた業務実施計画書を策定の上、委託業務の遂行に努めているところです。 監査指摘事項につきましても社会福祉協議会と共有しており、令和3年5月31日現在の調査回答をもって、措置を完了しているものと認識しております。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度	

監査名	令和2年度定期監査		指摘日	令和3年4月30日
部局名	子育て福祉部	課名	増進型地域福祉課	
指摘事項等	<p>ケアセンターの指定管理について《指摘・改善》</p> <p>ケアセンターは、本市の保健福祉施策の中核的役割を担う施設として、①介護老人保健施設、②在宅介護支援施設、③健康づくり・世代間交流施設から構成されており、福祉公社とミズノスポーツサービス株式会社(以下「ミズノ」という。)からなるケアセンター管理運営共同事業体(以下「共同事業体」という。)を指定管理者として、これに管理権限を委任している。指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設について、管理権限を指定管理者に委任し、そのノウハウを活用して、住民ニーズの多様化に効果的、効率的に対応するための制度である。地域福祉課が所管するケアセンターは、共同事業体に管理権限が委ねられている。</p> <p>ところで、ケアセンターの管理運営の実態は、従前から、前記①と②の施設は福祉公社が、③の施設はミズノが行っている。</p> <p>しかしながら、共同事業体から提出された報告書等をみると、日常安全管理、危機管理等について、所管課と二つの団体(福祉公社、ミズノ)の間で、日頃から密な連絡調整を図っているところが見えてこない。</p> <p>この点、富田林市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)においても平成30年10月26日付けの審査結果報告書で「各構成団体がそれぞれ培ってきた各分野のノウハウを發揮し、相乗効果を生むことを期待しますが、共同事業体による施設運営については、事業区分や責任の所在など、団体間の連携・調整が難しい側面があるため、実施体制については、施設所管課を含め、選定団体との密な連絡調整を図るなど対策を講じ(ること)」と指摘されており、さらに令和2年9月28日付けの選定委員会の評価報告書においても「苦情・要望など、具体的な内容や対応を把握できるよう検討された」と講評されている。</p> <p>共同事業体間で、定期的に情報交換、連絡調整する場を設け、その結果を所管課が把握して確認する体制を徹底することが求められる。共同事業体間で、定期的に情報交換、連絡調整する場を設け、その結果を所管課が把握して確認する体制を徹底することが求められる。</p> <p>また、財務書類では、ミズノの経費は共同事業体の収支計算書に委託料として一括計上されているため、外注業者への支払と同様の会計処理となっている。この方法は、指定管理料のうちミズノの経費分を示しているとはかわからず、指定管理料の経費が収支計算上の内訳には示されていないこととなる。所管課において、共同事業体の構成企業としてのミズノから前記③の施設にかかる決算書等の提出を求めるべきであると考え。</p>			
	(令和3年4月30日付令和2年度定期監査結果報告)			
令和3年度調査回答	<p>健康づくり・世代間交流施設の管理運営については、従前よりケアセンター管理運営共同事業体(以下「共同事業体」という。)を構成する団体である、一般財団法人富田林市福祉公社(以下「福祉公社」という。)とミズノスポーツサービス株式会社(以下「ミズノ」という。)、それぞれを代表する者で運営委員会を設置しており、年度当初に開催し管理運営事項等について協議を行われています。また、運営委員会の下に実務担当者による管理運営会議を設置しており、毎月定期的に連絡調整を行い、必要の都度開催されています。今後は、運営委員会及び管理運営会議について、議事内容等について書式を定めて記録を行うこととする旨、共同事業体代表団体である福祉公社より報告を受けております。所管課としましても今後、前述の開催記録の提出を定期的に求め、内容の確認を行ってまいります。</p> <p>③健康づくり・世代間交流施にかかる決算書等の提出については、令和2年度分より、「ウエルネスけあばる」運営管理業務におけるミズノが担当する業務に係る収支決算報告の提出を所管課として、共同事業体に新たに求める対応とし、令和3年5月末の時点で報告を受けております。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>令和3年5月31日現在の調査回答をもって、措置を完了しているものと認識しております。健康づくり・世代間交流施にかかる決算書等の提出については、令和2年度分より、「ウエルネスけあばる」運営管理業務におけるミズノが担当する業務に係る収支決算報告の提出を所管課として、共同事業体に新たに求める対応としました。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度	

監査名	令和2年度定期監査	指摘日	令和3年4月30日
部局名	子育て福祉部	課名	増進型地域福祉課
指摘事項等	<p>公の施設の指定管理について《指摘・改善》</p> <p>(1) 地域福祉課が所管する施設には、前述のケアセンター以外にも、総合福祉会館やコミュニティセンターがあり、これら二つの施設は、富田林市社会福祉協議会を指定管理者として、これに管理権限を委任している。</p> <p>指定管理者は市との協定に基づき管理運営を行っているところ、社会福祉協議会からの施設管理事業報告書に記載誤り部分があり、所管課の点検が不十分である点が見受けられた。</p> <p>各報告書の内容確認は、指定管理者の管理運営状況を把握するうえで重要であり、所管課においては確認作業を徹底され、より効率的で透明性のある管理運営確保のために、指定管理者に求める業務内容や水準の示し方、履行確認及び業務の維持、向上に向けた継続的な点検・評価方法を改めて検討されたい。</p> <p>(2) 総合福祉会館は、地域の高齢や障がい、ひとり親家庭の人などの交流や生きがいづくり、様々な福祉団体の会議などの場を提供するための施設である。また、コミュニティセンターは、子どもからお年寄りまで、世代を超えた交流が出来るように、市内で初めて「ハートビル法」の認定を受け、誰もが利用しやすく憩いの場となるよう建設されたものである。</p> <p>総合福祉会館及びコミュニティセンターについては、ここ10年間の利用状況数をみると、高齢化社会の中にあつて、横ばいか漸減となっており、利用者の利便性の向上や利用促進策の効果が見られなかった。</p> <p>この点、選定委員会においても、双方の施設とも、繰り返し、情報発信や利用者ニーズの把握、利用促進策を求められており、直近の令和2年9月28日付け評価報告書においても、同様の指摘を受けている。しかし、これは指定管理者のノウハウだけに任されるものではなく、選定委員会も指摘するように、市が積極的に関わり、指定管理者と施設設置の目的を共有しなければならない。</p> <p>そもそも指定管理者制度は、指定管理者の技量や意欲が問われるとともに、行政における適切な指導と協力、状況評価が不可欠である。所管課として常に新しい問題意識を持ち、近隣の類似施設との役割について検証し、マーケティング調査を行うなどしつつ多様化する住民ニーズの把握に努め、指定管理者である社会福祉協議会と意見交換する等して適切な指導・助言をされたい。</p>		
	(令和3年4月30日付令和2年度定期監査結果報告)		
令和3年度 調査回答	<p>(1)の事業報告書に記載誤りがあったことについては、所管課として、提出を受けた書類の内容確認作業を徹底してまいります。また、指定管理者(富田林市社会福祉協議会)に対しても、市に提出する報告書等について、内容確認を徹底するよう指導します。効率的で透明性のある管理運営確保については、検証機会としては月次報告や年次事業報告及び担当課評価などがあり、その機会を通じて適切に対応してまいります。</p> <p>(2)については所管課(市)として変化する社会情勢や住民ニーズの把握に努め、指定管理者との連携を密にして課題を共有し意見交換や指導・助言を適切に行ってまいります。</p>		
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)		
措置内容	<p>令和3年5月31日現在の調査回答をもって、措置を完了しているものと認識しております。今後も所管課として、指定管理者から提出を受けた書類の内容について確認作業を徹底してまいります。</p>		
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)		
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度

監査名	平成23年度第2回定期監査		指摘日	平成24年3月30日
部局名	子育て福祉部	課名	生活支援課	
指摘事項等	<p>【指摘区分: 検討・改善】 平成22年度の生活保護の状況は、世帯数1,787件、保護人員2,967人であるが、平成23年度は更に増加する見込みであって、年々増加傾向が続いている。これに伴い資力があるにもかかわらず保護を受けたり、不正な手段により保護を受けるケースも増加しており、ケースワーカーの調査によってこれらの事実が判明した場合は、法律に基づき費用の返還を求めたり徴収が行われる。 平成22年度の返還金及び徴収金の調定額は67,566千円で、そのうち 29,824千円が収入未済額となっている。過年度分の調定額は1億47,409千円であるが、1億37,558千円もが収入未済額となっている。 生活保護制度を適正に運営するためには、このようなケースに対して厳正な対処が求められ、収入未済額を減少させるために体制を強化すると共に場合によっては法的対応も検討すべきであるし、悪質なケースについては、新たに制定された指針に基づき、刑事告訴等の手続きをとることもやむを得ないと考える。</p> <p>(平成24年3月30日付平成23年度第2回定期監査結果報告)</p>			
平成調査2回5答年度	<p>平成24年度末の保護の状況は、1,908世帯、3,062人となっており、なお増加を続けております。 平成24年度の返還金は84件34,608,283円で未集金が4,628,825円です。発生の理由については、各種年金の遡及受給や交通事故等の補償金等です。 また、徴収金は74件35,285,594円で未集金が23,797,691円です。発生理由は稼働収入無申告や各種年金及び福祉各法給付の無申告等です。 ご指摘のありました生活保護制度の適正な運営につきましては、適正な債権管理や不正受給の未然防止の面から、体制強化を行い、収入未済額の減少に繋げています。 不正受給への対応ですが、事務処理要領等の見直し(平成24年3月に「返還金、徴収金に係る事務取扱い要領」の見直しや「告訴等の対応指針」を策定)や実施体制(債権管理の適正化を図るため、24年度に管理係を新設、平成24年度に2名、25年度に1名のケースワーカーを増員)の強化や課税調査を徹底するとともに、不正受給の発生防止のため、保護申請時には収入申告が必要であることを「生活保護のしおり」に記載し、受給後には、法律に基づき収入申告が必要である旨の説明文を、再度配布する等の対策を講じております。 なお、24年度については告訴に至る案件はありませんでしたが、引き続き体制整備の強化や、発生防止の方法について検討してまいります。</p> <p>(平成25年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
平成調査2回9答年度	<p>平成28年度末の保護の状況は、1,721世帯、2,468人となっており、SVの指導の強化等により、前年に比べ減少しております。 平成28年度の返還金は84件31,856,013円で、内収入未済額は2,654円となっています。発生の理由については、各種年金の遡及受給や交通事故等の補償金等です。 また、徴収金は62件10,766,746円で、内収入未済額は6,832,500円となっています。発生理由は稼働収入無申告や各種年金及び福祉各法給付の無申告等です。 適正な債権管理について、督促や催告につきましては、市の債権管理条例に基づき、徴収及び整理を行っています。困難なケース等については、債権管理課の弁護士等の助言を得ながら進めています。 不正受給の未然防止及び早期発見に努めており、平成28年度から受給世帯員全員に対して「資産申告書」の提出を求め、活用できる資産の有無を含め、適切な制度利用に繋がるよう世帯の資産状況についても確認を開始しました。また、早期発見の取り組みとして、課税調査を実施し課税台帳の整備を行うとともに、申告と差異があれば法第78条を適用し、徴収を実施しました。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			

<p>令和3年度 調査回答</p>	<p>令和2年度末の保護の状況は1,760世帯、2,386人となっており、コロナ禍における経済状況の悪化により、徐々に増加傾向にあります。 令和2年度の返還金は、145件35,053,834円で、内収入未済額2,308,115円となっています。発生の理由については、各種年金の遡及受給や未申告収入、交通事故等の補償金等です。また、徴収金は28件7,402,911円で、内収入未済額6,490,311円となっています。発生の理由については、就労収入無申告や各種年金等の無申告等です。一括徴収が困難なケースについては、毎月の保護費から分割徴収をするなどして、確実な徴収に努めています。 これまでから、債権管理の適正に努めており、督促や催告については、市の債権管理条例に基づき、徴収や整理を行っています。また、適宜、収納管理課の弁護士等の助言を得ながら、困難ケース等の対応を進めており、現在、訴訟中の案件が1件あります。 不正受給の対応では、未然防止のため、収入の状況や生活上の変化があったときの届出義務について説明しています。申請時には収入申告が必要であることを「生活保護のしおり」に記載することで周知し、受給後には、法律に基づいた収入申告が必要であることを書面や口頭で周知しています。また、早期発見のため、活用できる資産の有無や適切な制度利用につながる資産状況の確認のため、「資産申告書」の提出を求めています。さらに、課税調査についても引き続き実施し、未申告収入の有無について確認し、差異が認められる場合には、法第78条を適用し、徴収を実施しています。中でも悪質なケースについては、「生活保護費不正受給に係る告訴等の対応についての指針」に基づき、告訴等検討会議で協議するなど、生活保護制度の適正な運営に努めており、令和2年1月には刑事告訴を行った案件がありました。 実施体制の強化として、令和3年度に1名の増員がありました。今後も引き続き、体制整備の強化や、発生防止に努めてまいります。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>
<p>措置内容</p>	<p>令和3年度末の保護の状況は1,747世帯、2,292人となっており、感染症拡大の影響から増加傾向と想定していましたが、緊急小口資金等各種支援制度の活用などにより昨年度に比べ減少傾向にあります。 令和3年度の生活保護法第63条返還金の調定額は、144件29,934,919円で、内収入未済額6,769,595円となっています。発生の理由については、各種年金の遡及受給や未申告収入、保険の給付金等です。また、法第78条徴収金の調定額は30件3,688,963円で、内収入未済額3,148,355円となっています。発生の理由については、就労収入無申告や各種年金等の無申告等です。過年度の返還金及び徴収金の調定額は117,093,105円で、内収入未済額は94,946,707円です。</p> <p>ご指摘のありました生活保護制度の適正な運営につきましては、適正な債権管理や不正受給の未然防止の面から体制強化を行い、訴訟や告訴を含めた法的措置等により、厳正な対応を行い、収入未済額の減少に繋がっていることから、令和3年度には措置を完了しています。 具体策として、適正な債権管理では、発生時に早急な納付を促すことはもちろん一括徴収が困難なケースについては、毎月の保護費や納付書により分割徴収をするなどして、確実な徴収に努めています。また、滞納者については、収納管理課弁護士の助言等を得ながら、督促や催告、財産調査、訴訟等を行い、徴収や整理に至っています。このような体制の強化や令和3年度から債権管理担当者を1名から2名に増員し実地体制を強化したことなどにより、適正な債権管理体制を構築しています。 不正受給の未然防止では、収入の状況等に変化があったときの届出義務について、「生活保護のしおり」にも記載し、受給後は書面や口頭で定期的に周知することはもちろん、活用できる資産の有無や適切な制度利用につながる資産状況の確認である「資産申告書」の提出についても定期的に行っています。さらに、課税調査についても毎年度実施し、未申告収入の有無について確認し、差異が認められる場合には法第78条を適用し、徴収を実施しています。中でも、悪質なケースについては、「生活保護費不正受給に係る告訴等の対応についての指針」に基づき、告訴等検討会議で協議するなど、生活保護制度の適正な運営に努めており、令和2年1月には刑事告訴を行った案件がありました。 今後につきましても、これらの体制の下、引き続き厳正な対応を行い、収入未済額の減少に取り組みます。</p> <p>(令和4年9月30日現在 改善状況)</p>
<p>措置状況</p>	<p>措置完了</p> <p>措置完了(見込)年度</p> <p>令和3年度</p>

監査等指摘事項措置状況管理票

監査名	令和2年度定期監査		指摘日	令和3年4月30日
部局名	子育て福祉部	課名	障がい福祉課	
指摘事項等	<p>パソコン要約筆記者研修委託について《指摘・改善》</p> <p>業務完了報告書は、提出された後に委託業務仕様書の変更手続きがされていた。変更した理由は、「新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、当初予定していた研修会数が開催できず、(一部省略)委託料については本市、関係自治体、契約先との協議の結果、研修会数、内容、準備等の正当な対価と確認し現行のままとなります。」としたことを監査資料で確認したが、仕様書変更の過程での取り決めた内容に関する書面の記録はなく、口頭で協議した結果であるとのことであった。</p> <p>まず、業務完了報告書の完了年月日の日付は、変更合意書以降とすべきである。また、委託料の変更については、その合理性が認められなければならない、変更を検討した項目や過程の記録についても書面に残さなければ、所管課としての説明責任は果たせなくなる。</p> <p>所管課として、提出された業務完了報告書の内容を十分に点検すべきであると考えます。</p>			
	(令和3年4月30日付令和2年度定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>パソコン要約筆記者研修委託につきまして、定期監査の指摘を受け、課内職員へ今後変更契約が発生した場合は、その協議内容を書面で残すよう周知いたしました。また、業務完了報告書等の提出書類の精査につきましても注意喚起を行いました。</p> <p>受託事業者へも定期監査で指摘のあった事項の趣旨を指導いたしますが、現在、新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令中であり、事業実施の目途が立たないため、契約を見合わせている状況です。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
令和4年度 措置状況調査	<p>パソコン要約筆記者研修委託につきましては、受託事業者へ定期監査で指摘のあった事項の趣旨を指導し、令和3年度は契約変更なく実施、完了することができました。令和4年度以降についても、協議内容の書面化、業務完了報告書等の提出書類の精査等には引き続き注意しながら、適正に実施してまいります。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度	

監査等指摘事項措置状況管理票

13

監査名	令和2年度定期監査		指摘日	令和3年4月30日
部局名	子育て福祉部	課名	障がい福祉課	
指摘事項等	<p>「障がい者団体補助金」について《指摘・改善》 この補助金申請は、事業の期間に入ってから、交付申請及び交付決定がなされていた。 これは、事前申請を前提としている市補助金規則の主旨に沿わないものであり、また、事後申請により、実施している事業が補助対象に該当しない場合、トラブルとなることも懸念される。 こうしたことから補助金申請団体に対し、規則・要綱に沿った適切な指導をすべきである。</p>			
	(令和3年4月30日付令和2年度定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>「障がい者団体補助金」につきまして、定期監査での指摘事項を申請団体に説明を行いました。 令和3年度の申請につきましては、事業開始前に申請があり、交付決定も行っております。 今後も指摘事項を踏まえ、補助金の規則・要綱に沿った適切な指導に努めてまいります。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
令和4年度 措置状況調査	<p>「障がい者団体補助金」につきまして、定期監査での指摘事項を申請団体に既に説明を行いました。 令和4年度の申請につきましては、事業開始前に申請があり、交付決定も行っております。 今後も指摘事項を踏まえ、補助金の規則・要綱に沿った適切な指導に努めてまいります。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和3年度

監査名	平成24年度第1回定期監査		指摘日	平成25年2月4日
部局名	健康推進部	課名	健康づくり推進課	
指摘事項等	<p>【指摘区分: 検討・改善】</p> <p>市が行っている休日診療所事業について、平成22年度の決算審査において、その日当が高額に過ぎ、特に歯科については、利用実態や休日に診療を行っている医院の存在も考慮すると、制度自体を新たに検討する必要があることを指摘した。</p> <p>その後休日診療所が建て替えられることになったことに伴い、平成24年2月から、歯科の休日診療事業が歯科医師会の会員の医院において輪番で実施されている。</p> <p>その委託料は、1診療日につき、歯科医師と歯科衛生士、事務員の手当を含め合計で131千円(税込み)と定められており、従前と同様の水準が維持されている。</p> <p>市民の利用者は、1日あたり2名程度ということで、常識的に考えてもこの委託料が高額に過ぎることは否定できない。</p> <p>特に、これまでのように休日診療所で診療を行うのではなく、各歯科医師が輪番でその医院において休日診療を行うのであれば、以前に指摘したように、休日に診療を行っている歯科医院に委託する方がはるかに合理的であると思われる。</p> <p>休日診療事業をこのまま継続するのであれば、休日に診療を行う医師の負担も十分に理解は出来るが、医師の公共的な使命に照らして、市民の理解の得られる金額を検討すべきである。</p> <p>(平成25年2月4日付平成24年度第1回定期監査結果報告)</p>			
平成25年度調査2回回答	<p>休日診療所は、市民の健康や命を守る初期救急医療の主要な機関であり、費用対効果だけで計れるものではありませんが、そうであってもコスト面からの点検を怠ってはならないと考えます。</p> <p>患者数は、平成22年度1,934人、平成23年度2,145人、平成24年度2,345人と年々増加しており、休日診療所事業の役割が大きいことを示す指標の一つと考えられます。しかし、ご指摘のように歯科の患者数は、平成24年度で、うち136人と低い数字にとどまっております。今後、市民の利便に支障が出ないような形で、新たな体制を構築できないか、近隣市との連携の可能性も含めて検討してまいります。</p> <p>(平成25年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
平成29年度調査2回回答	<p>休日診療所 歯科については、平成25年度158人、平成26年度113人と低い数字にとどまっております。このことから、平成25年度以降、市は、近隣市との広域での実施について検討しましたが、課題が多く、調整がつかなかったため、富田林歯科医師会と協議を行い、平成27年10月より歯科の診察時間を比較的患者の多い午前中のみに変更しました。</p> <p>一方、内科については、平成25年度2,283人、平成26年度3,102人、平成27年度2,362人と患者数は増加しており、特に平成26年度は、年末年始の連休が長かったことと、その時期にインフルエンザの流行が重なったことで、1日の患者数が200人を超える日もあり、休日における内科診療の必要性が再確認できる結果になったものと考えられます。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和3年度調査回答	<p>休日診療所 歯科については、平成29年度74人、平成30年度94人、令和元年138人と午前診のみとしても患者が平均で半減することもなく、午前診のみとした効果が出ています。</p> <p>一方、内科については、平成29年度2,834人、平成30年度2,887人、令和元年度2,657人と患者数は増加しており、妥当と考えます。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>平成27年10月1日に措置を完了しました。措置内容は下記のとおりです。</p> <p>富田林歯科医師会と協議を行い、平成27年10月より歯科の診察時間を比較的患者の多い午前中のみに変更しました。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	平成27年度	

監査名	平成26年度第1回定期監査		指摘日	平成27年4月30日
部局名	産業まちづくり部	課名	農とみどり推進課	
指摘事項等	<p>営農指導活動事業補助金として、大阪南農業協同組合(以下「農協」という)に対して、平成25年度には500万円が交付されている。農協は、営農指導活動事業として、地域農業振興推進、優良農作物育成、農業生産組織育成、農業組織育成、農業資材処理対策、学校教育田等の事業を行っており、これら事業費の総額で約1016万円を支出しているが、このうち農業生産組織育成費や農業組織育成費は補助の対象とはなっていないということである。</p> <p>この2つの事業は、農協の各部会や水利組合等を育成するために使用されており、本市にとって公益性の認められる事業に対して補助を行うという考え方にはなじまないため、そのこと自体は妥当である。しかし、これ以外の事業に使われている経費は総額で約625万円であり、そのうち500万円もの金額を補助することは、農協自体の役割や農協の財政状況を考えると、補助金の額として合理的であるとは言えず、補助対象経費から除外されているとは言え、結果的に、この2つの事業も含めて補助金が交付されているのではないかという疑問が残る。</p> <p>本市として、農協に対してではなく、農産物のブランド化や優良農産物を育成するために、その担い手となる農業生産者活動を支援するという観点から、補助のあり方を検討する必要があると思われる。</p> <p>(平成27年4月30日付平成26年度第1回定期監査結果報告)</p>			
平成29年度調査回答	<p>営農指導活動費補助金は、市が担う農業振興施策としての農業の技術及び経営指導の強化等を図るため、大阪南農業協同組合に対し、委託的な事業補助金として交付することにより、個別農家への農業技術指導等を実施するものです。</p> <p>農協は、農業・農業政策において他にない規模と組織性を有しており、営農指導活動事業として様々な取組みを通じて、またより効果のある事業内容に充実させるなど、本市の農業施策における課題解消の一助となるべき補助金としての執行により、営農活動の支援に努めたいと考えます。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和3年度調査回答	<p>本市農業振興施策として必要な、農業担い手の育成や技術的支援及び地場産品のさらなるブランド促進等を継続的に推進するためには、広域的組織性及び専門的知識等を有している大阪南農業協同組合による委託的補助が引続き必要と考えており、本市として農業振興施策に必要な事業経費を正確に見極めるよう努めております。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況調査 令和4年度	<p>本市における農業課題といたしましては、農業従事者の高齢化や後継者不足等は大きな課題となっており、農業担い手の確保・育成及び技術支援や、農産物の付加価値向上を目的としたブランド促進等は、今後の農業振興にとって必要不可欠な取組みであります。その中で地域農産物の生産、流通、販売の専門的知識等を有し事業展開する大阪南農業協同組合への委託的補助は、引続き必要と考えております。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	未措置		措置完了(見込)年度	-

監査等指摘事項措置状況管理票

監査名	平成26年度第1回定期監査		指摘日	平成27年4月30日
部局名	産業まちづくり部	課名	農とみどり推進課	
指摘事項等	<p>農業公園の問題点については、平成25年度の決算審査意見書で指摘したとおりである。農事組合法人自体の財務内容は出資金24,165,500円を元手に65,366,402円の内部留保利益を貯え、その内訳の一部として現預金47,223,011円保有し、また出資金に対し5%の高配当を支払える優良企業であること。また、農事組合法人は、農業公園の指定管理料を主たる財源としており、このような財務状況を考慮すると、今後農業公園に要する市民負担を軽減するという観点から、指定管理料の見直しについて、十分に検討する余地があると考え。</p> <p>(平成27年4月30日付平成26年度第1回定期監査結果報告)</p>			
平成調査2回9年度	<p>富田林市農業公園については、平成18年度から指定管理制度を導入し、現指定期間(平成26年度から平成30年度までの5年間)の基本協定を締結のもと、指定管理業務の実施に要する費用である指定管理料等をもって、農事組合法人が指定管理者として管理運営しています。富田林市農業公園の全体の収支黒字は、農事組合法人の経営努力によるところが大きいと考えますが、屋外施設であり自然相手という農業公園の特性もあり、入園者数は当日の天気はもとより、農作物の生育等も含めて天候の影響を多分に受けることから、平成28年度においては全体収支が約1,000万円の赤字(無配当)となりました。このような事態も起こることから、一定の内部財力を保有することは必要であると考えますが、今後も栽培技術の維持向上はもとより、集客につながる企画の提案など人材育成に努めて、農業公園の活性化につながるよう指導してまいります。平成31年度からの次期指定管理者の選定時期を迎えることから、その収支決算内容も参考にしながら、指定管理料の設定を行いたいと考えます。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和3年度調査回答	<p>指定管理料については、利用率の低かった無料送迎バスを令和2年度で廃止し、令和3年度より指定管理料約1,000万円の削減を実施しております。ただし、近年は新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和2年度と令和3年度の春先の繁忙期に臨時休園を実施するなど、入場者数に大きく影響を与えており、全体の収支も赤字となっております。このような事態の中、今後、さらなる集客に繋がるよう現在の市民ニーズにあった農業公園を目指してまいります。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			

措置内容	指定管理料については、令和3年度の無料バス廃止に伴う約1,000千万円の削減以降は、指定管理料は据置きとなっています。長引く新型コロナウイルス感染拡大防止のため、春の繁忙期に臨時休園を余儀なくするなど、集客に大きな影響を受け、赤字収支となりました。その中でも、バラ園の改修や、SNSでの活用を目的とした展望デッキの設置など、集客に繋がる取組みを実施しています。今後、周辺地域と連携した富田林市農業の拠点となるような農業公園を目指してまいります。		
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)		
措置状況	一部措置	措置完了(見込)年度	令和5年度

監査名	平成26年度第1回定期監査		指摘日	平成27年4月30日
部局名	産業まちづくり部	課名	農とみどり推進課	
指摘事項等	<p>荒前、深溝連合、上天溝、甲田の各水利組合に対して、水路使用料として、平成25年度は、それぞれ39万1000円、37万9500円、25万3000円、13万8000円が支払われている。この水路使用料は、元々は農業用水路を下水路として併用していたことに対する補償として支払われていたものであり、昭和63年4月1日付けの、本市と各水利組合との覚書きにより、それまでの1メートル当たり400円の水路使用料が460円に増額されて今日に至っている。その後の下水の整備により、農業用水路を下水路と併用する必要性は大幅に減少しているが、今日なおこのような使用料が支払われているのは、道路の拡幅により水路に蓋がされ、掃除に困難を要する暗渠が発生し、そのための補償のためということである。</p> <p>昭和63年の覚書を状況の変化にもかかわらず、そのまま適用していることは問題であり、各水利組合が被っている被害の実情を調査した上で、必要があれば、新たな契約を交わすべきである。</p>			
	(平成27年4月30日付平成26年度第1回定期監査結果報告)			
平成調査2回9年度	<p>上記、水路使用料については、各水利組合が維持管理をされている農業用水路への雑排水の放流補償等として支出してきたものであります。</p> <p>しかしながら監査指摘事項のとおり、覚書締結後30年近く経過し、都市化の進展に併せ、下水道等のインフラ整備も進み、年々、その役割機能に変化が生じているのも事実でございます。</p> <p>今後さらに、実状に即した水路使用料の適正化に向け、現状の調査及び各組合との協議を行い、段階的な見直しの検討を致したいと考えております。</p>			
	(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)			
令和3年度調査回答	<p>上記、水路使用料については、各水利組合が維持管理をされている農業用水路への雑排水の放流補償等として支出してきたものであります。</p> <p>監査指摘事項のとおり、覚書締結後30年以上経過し、都市化の進展に併せ、下水道等のインフラ整備も進み、年々、その役割機能に変化が生じていることを考慮し、平成30年度において水路使用料を支出している各水利組合と協議を行い、平成31年度より前年度水路使用の1割減額することとし、令和9年度を最終の支払い年度とすることで合意しました。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>上記、水路使用料については、各水利組合が維持管理をされている農業用水路への雑排水の放流補償等として支出してきたものであります。</p> <p>監査指摘事項のとおり、覚書締結後30年以上経過し、都市化の進展に併せ、下水道等のインフラ整備も進み、年々、その役割機能に変化が生じていることを考慮し、平成30年度において水路使用料を支出している各水利組合と協議を行い、平成31年度より前年度水路使用の1割減額することとし、令和9年度を最終の支払い年度とすることで合意しました。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置中	措置完了(見込)年度	令和9年度	

監査名	平成26年度第1回定期監査		指摘日	平成27年4月30日
部局名	産業まちづくり部	課名	農とみどり推進課	
指摘事項等	<p>本市に存在する都市公園や児童遊園の樹木管理や除草、清掃等の都市公園維持管理業務を一般財団法人富田林市公園緑化協会(以下「緑化協会」という)に委託しており、平成25年度は、都市公園については9222万9900円、児童遊園については5642万8050円が支払われている。緑化協会自体は、評議員会や理事会以外の実際に事業に従事している人員は、事務局長1名に事業係2名、庶務係1名の体制であり、現実の樹木管理等の業務は、予算の範囲内で業者に委託して行っているのが実情である。都市公園や児童遊園の維持管理は、本来市が責任を持って行うべきであり、市が専門の業者に委託するのであればともかく、管理業務を行うべき体制を有していない緑化協会に一括して管理業務の委託を行っている理由が明確ではない。</p> <p>しかも、全ての都市公園や児童遊園の維持管理を行うべき費用を委託料として支払っているわけではなく、緑化協会は委託料として支払われる予算の範囲内で、都市公園や児童遊園の維持管理を行っているのが実情である。都市公園や児童遊園の維持管理は本来市が責任をもって行うべきであるから、都市公園や児童遊園の樹木等の状況を市において十分に把握し、計画的に予算を組んで管理を行うべきであり、現在の方法は、市が負担すべき責任を緑化協会に転嫁している可能性もある。</p> <p>緑化協会については、その組織を存続させるのであれば、現在も補助金を交付している緑化に関する啓発推進活動を主たる業務とすべきであり、緑化協会に対して、都市公園や児童遊園の維持管理を全面的に委託する現在の方法は検討の必要があると考える。</p>			
	(平成27年4月30日付平成26年度第1回定期監査結果報告)			
平成29年度調査回答	<p>本市の都市公園や児童遊園の樹木管理や除草、清掃等の都市公園維持管理業務を富田林市公園緑化協会に委託することは、同協会が長年蓄積してきた経験・技術を活かし、都市公園・児童遊園の維持管理を一元的に実施することで同協会の樹木医から樹木等に関する専門的及び技術的な見解・助言等を受託業者に行っていることから、受託業者の技能・技術向上にも繋がっています。</p> <p>これらのことから、効率的に市民が安全・快適に利用できる施設としての維持管理ができ、多くの市民が潤いとやすらぎを実感できる緑豊かな本市の形成を推進してきた同協会に継続して委託しております。</p>			
	(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)			
令和3年度調査回答	<p>本市の都市公園や児童遊園の樹木管理や除草、清掃等の都市公園維持管理業務を富田林市公園緑化協会に委託することは、同協会が長年蓄積してきた経験・技術を活かし、都市公園・児童遊園の維持管理を一元的に実施することで同協会の樹木医から樹木等に関する専門的及び技術的な見解・助言等を受託業者に行っていることから、受託業者の技能・技術向上にも繋がっています。</p> <p>監査指摘事項のとおり、都市公園や児童遊園の維持管理は、市が責任をもって行うべきことであることから、同協会と連携し、維持管理に係るノウハウや情報を相互に提供するなど、利用者の立場に立った公園の維持管理に努めております。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
令和4年度措置状況調査	<p>本市の都市公園及び、児童遊園の公園維持管理業務を一元的に富田林市公園緑化協会に委託することで、受託業者に対し、樹木医はもとより、同協会が長年蓄積してきた経験・技術を活かしながら、樹木等に関する専門的・技術的な助言等を行うことで、合わせて、樹木管理や除草、清掃等についての受託業者の技能・技術向上に繋がるものと考えております。</p> <p>監査指摘事項のとおり、都市公園及び、児童遊園の維持管理は、市が責任をもって行うべきことであることから、引き続き、同協会と連携を密にし、維持管理に係るノウハウや情報を相互に提供するなど、利用者の立場に立った公園の維持管理に努めてまいります。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	未措置	措置完了(見込)年度	—	

監査名	平成26年度第1回定期監査		指摘日	平成27年4月30日
部局名	産業まちづくり部	課名	商工観光課	
指摘事項等	<p>地域就労支援事業として、随意契約により、富田林市人権協議会(以下「人権協議会」という)との間で、259万4000円を支払うことで委託契約を締結している。人権協議会には、専門のコーディネーターがいて、年間300件を超える相談があり、成果を上げているということである。就労を支援することの必要性は理解できるが、人権協議会において就労支援の相談を担当しているコーディネーターは1名だけということであり、特に人権協議会に委託する必要があるのかについては疑問がある。ハローワーク等の公的機関が存在する中で、就労支援において市が果たすべき役割を十分に考慮して、委託先を含めた今後の事業のあり方を検討する必要があると考える。</p> <p>(平成27年4月30日付平成26年度第1回定期監査結果報告)</p>			
平成29年度調査回答	<p>本事業は働く意欲がありながら、さまざまな阻害要因があり、雇用・就労を実現できない就職困難者などに対して雇用・就労に至るまでの前段階において一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供するため、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り、ハローワークなどの関係機関と連携しながら就労に対して支援するものであり、そのためには就労阻害要因の追及が不可欠であります。</p> <p>本来、相談業務は相談者と相談員、互いの信頼関係が形成され、長期にわたって徐々に胸の内をうちあげ、個々におかれている課題を1つずつ解決していくものであるため、最も継続性が重要であり、本事業に実績があり、常時相談窓口の開設が可能である同協議会に委託を行い、就労問題の支援に努めたいと考えます。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和3年度調査回答	<p>本事業における相談件数は、昨年度実績で114件あり、減少傾向にあります。そのうち、新規相談者の半数近くを55歳以上の高年齢者が占めている状況です。本事業では、就労困難者のための就労相談や、関係窓口への同行、個別ケース検討会議の実施など、一人ひとりに合わせた支援メニューを提供し、寄り添った支援を実施しており、相談者と相談員のお互いの信頼関係形成が不可欠であり、継続性が重要であることから、本事業に実績があり、就労支援コーディネーター1名を配置し、常時相談窓口の開設が可能である同協議会に委託を行い、引き続き就労問題の支援に努めたいと考えます。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和4年度措置状況調査	<p>本事業は、府の施策に基づき、府内の全市町村で実施されており、各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就職に結びつかない方々を支援し、一人ひとりが生き生きと働くことのできる社会の実現を目指しています。</p> <p>本事業における相談件数は、昨年度実績で125件あり、そのうち、新規相談者の半数を55歳以上の高年齢者が占める状況が続いています。本事業は、障がい者、ひとり親の保護者及び中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因があり、雇用・就労を実現できない就労困難者などに対して、就労や雇用に関する相談に応じるとともに、ハローワークなどの関係窓口への同行や個別ケース検討会議など、相談者一人ひとりに合わせた支援メニューを提供し、寄り添った支援を実施しております。また、これらの就労支援に加え、アウトリーチやフォローアップなど、就労定着に向けた就労後の支援も重要視されてきております。事業を行うにあたり、相談者と相談員のお互いの信頼関係形成が不可欠であり、継続性がより重要となることから、本事業に実績があり、就労支援コーディネーター1名を配置し、常時相談窓口の開設が可能である同協議会に委託を行い、引き続き就労問題の支援に努めたいと考えます。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	未措置		措置完了(見込)年度	-

監査名	令和元年度第1回定期監査		指摘日	令和2年3月27日
部局名	教育総務部	課名	教育総務課	
指摘事項等	<p>空調機器の更新について 市立小・中学校・幼稚園エアコン装置保守点検業務について、30年度は1,923千円、令和元年度は1,090千円を支出されている。対象となるエアコン機器の一部には、冷媒ガスがR22フロンガス仕様のタイプがあり、本市では職員室や保健室等に設置されている。このR22フロンガスは温暖化への影響が強いと言われ、2020年にフロンガス撤廃の規制で流通が止まるということで、故障修理に必要なR22フロンガスの入手や部品供給が危惧されることから、予算執行の平準化を図りながら順次、計画的に空調機器の更新を行われたい。</p>			
	(令和2年3月27日付令和元年度第1回定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>空調機器の更新については、小・中学校・幼稚園エアコン装置保守点検業務により故障の報告を受けたエアコン機器の内、R22フロンガスを使用したエアコン機器については修理不可であることから、機器交換の予算措置を行い、R32フロンガスを使用したエアコン機器への交換を行っております。 令和元年度から令和2年度までの2年間で、小学校14台、中学校3台の計17台のエアコン機器の交換を実施しており、今後も引き続き、故障したエアコン機器については計画的にR32フロンガス機器への交換を行ってまいります。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>R22フロンガスを使用したエアコンについては、令和元年度から令和4年度まで30台順次更新し、現在残り59台となっている。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和4年度

監査名	令和元年度第1回定期監査		指摘日	令和2年3月27日
部局名	教育総務部	課名	学校給食課	
指摘事項等	<p>給食費における現金取扱いについて 富田林市中学校給食費集金業務について、平成30年度は1,117千円が支出されている。 この業務は、中学生が事前に給食を利用する日の代金を現金で中学校経由にて前払いをし、それを委託業者が集金する作業で、徴収漏れや滞納などで発生する事務費がかからない方法を採用していることは評価できる。しかしながら、現金を取り扱うため、集金の際などにリスクを伴うものであることは否めない。よって、リスク管理の観点から、他市の給食予約システムや集金方法を参考にしてリスク回避策を検討されたい。</p>			
	(令和2年3月27日付令和元年度第1回定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>令和2年3月27日付令和元年度第1回定期監査報告を踏まえ、令和3年度予算において、ウェブ申込みとあわせて、コンビニ収納やモバイル決済など現金の取り扱いリスクの無い方法を用いた新システムの導入の要望を行いました。予算化できませんでした。リスク回避となる中学校給食の申込や集金の仕組みづくりを検討し、引き続き令和3年度も予算要望していく予定です。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>令和4年9月の給食費支払い(10月分給食申込)より、給食申込システム及び給食費のコンビニ納付・モバイル決済を導入し、現金集金等に伴うリスクを回避した事務を執行しています。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了年度	令和4年度

監査等指摘事項措置状況管理票

監査名	令和元年度第1回定期監査		指摘日	令和2年3月27日
部局名	教育総務部	課名	学校給食課	
指摘事項等	<p>業務委託期間について 平成30年度の富田林市立学校給食センター調理等業務委託は53,465千円、富田林市中学校給食物資発注業務支援システム保守業務委託は129,600千円支出されている。委託契約期間は契約の翌日から平成31年3月31日までとしており、開始日を平成30年4月1日としなかった理由として、富田林市立学校給食センターが平成30年4月より開始する準備作業に追われていたことが原因であったためとしていた。 しかしながら平成31年度の富田林市中学校給食物資発注業務支援システム保守業務委託はシステムが稼働しているながら4月1日から契約をしていなかったことから、契約の委託期間、特に開始日において業務委託の必要性を精査するとともに契約額についても考慮されたい。</p>			
	(令和2年3月27日付令和元年度第1回定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>富田林市立学校給食センター調理等業務及び富田林市中学校給食物資発注業務支援システム保守業務について、契約の委託期間、特に開始日において、物資購入や調理業務準備等を行っていることから、必要性を充分認識したうえで、令和3年度から、契約期間については4月1日から翌年3月31日までとしている。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>富田林市立学校給食センター調理等業務委託は平成31年度契約分より、富田林市中学校給食物資発注業務支援システム保守業務委託は令和3年度契約分より、契約開始日を4月1日に、委託期間を4月1日から翌年3月31日までとして、適切な事務処理を行っています。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了	措置完了年度	令和3年度	

監査等指摘事項措置状況管理票

監査名	令和元年度第1回定期監査		指摘日	令和2年3月27日
部局名	教育総務部	課名	教育指導室	
指摘事項等	<p>平成30年度に小学校費で約354千円、中学校費で約175千円が支出されている。児童、生徒等が安全に受診するために、備品である検診器具機材の洗浄、滅菌をし、処遇に必要な数を届け、保管業務をしていた。法の定めで全国のどの学校も同時期に検診が行われ、検診器具を確実に確保する目的で本市の備品として保有し、器具に不具合があれば補充用を購入しながら保管数を維持していることであった。</p> <p>業者に管理を委託するのであれば、備品管理事務の信頼性と透明性を高めるためにも、業務報告の履行確認においては、例えば備品管理状況の確認や備品台帳と現品を照合するなど検討されたい。</p>			
	(令和2年3月27日付令和元年度第1回定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>検診業務報告の履行確認において、各器具の数量及び不具合のある器具の数量を報告するよう業者に依頼中です。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>仕様書に器具の保管について記載し、履行確認時に業者から器具数量表の提出を求めた。今後も適切な検診業務の実施に努めたい。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和4年度

監査名	令和元年度第1回定期監査		指摘日	令和2年3月27日
部局名	教育総務部	課名	教育指導室	
指摘事項等	<p>富田林市奨学金における現金支給について 平成30年度に5,350千円が支出されている。この奨学金は経済的理由により高等学校の修学に困難なものに対して、新1年生55名に入学支度金10千円、在校生120名に奨学金40千円が支給されており、他市と内容を比べてみても、教育の機会均等に寄与する学生向け就学援助制度が充実しているとのことである。その中で、支払方法を確認すると現金支給となっており、一般的には支給窓口での盗難や紛失のリスクが高まる傾向にあることから、今後は口座振込による支給方法等を活用するなど、更なるリスク減少に努められたい。</p>			
	(令和2年3月27日付令和元年度第1回定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>1. 富田林市奨学金における現金支給については、富田林市奨学金条例施行規則の一部を改正し、口座振込による支給への変更措置済(令和2年4月1日)。</p> <p>監査当時は富田林市奨学金条例施行規則の規定により、教育指導室窓口において保護者に直接現金支給していました。指摘をうけた富田林市奨学金条例施行規則の一部改正が令和2年2月教育委員会会議において承認され、令和2年4月1日に施行されています。この改正をもって、口座振込による支給に変更とし、令和2年度富田林市奨学金の支払いは口座振込により令和2年8月から開始して、すでに給付を完了しています。現在審査業務を進めている令和3年度富田林市奨学金についても口座振込による支給を行う予定です。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>富田林市奨学金における現金支給については、富田林市奨学金条例施行規則の一部を改正し、口座振込による支給への変更措置済(令和2年4月1日)。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和2年度

監査名	平成22年度第2回定期監査		指摘日	平成23年4月8日
部局名	生涯学習部	課名	生涯学習課	
指摘事項等	<p>【指摘区分:是正】</p> <p>2. すばるホールの駐車場用地について、富田林市甲田財産区が所有する池を市において造成することにより賃借し、賃料と造成費用を20回に分けて相殺して、平成21年度には年額3,055千円を支払っている。</p> <p>賃料については公有財産規則を準用して算定しているため、一定の根拠があることは事実であるが、財産区も市長や市議会がその機関としての役割を果たしている市に準じた団体であることや、財産区の財産はその処分に制限が存在して一般の所有財産とは異なった面があることを考慮すると、現在支払っている賃料は高額であるという印象を禁じ得ない。</p> <p>市の財政状況に照らし財産区住民の理解を得て、相当な減額を求める余地がないかを検討する必要があると考える。</p>			
	(平成23年4月8日付平成22年度第2回定期監査結果報告)			
平成24年度調査回答	<p>賃料について、請求者は富田林市甲田財産区管理者富田林市長で、同意権者は富田林市財産区管理会委員長、支払い者は富田林市長である。市長が市長に支払っており、その処分について制限があることは指摘のとおりである。ただ、この件については、財産区との調整はもちろん、担当課である総務課とも協議が必要となるので、取り扱いについては、検討中である。</p>			
(平成24年3月31日現在 検討・改善状況)				
平成25年度調査回答	<p>指摘を受けている課題については、継続していることを認識しており、引き続き検討中です。</p>			
(平成25年3月31日現在 検討・改善状況)				
平成29年度調査回答	<p>指摘を受けている課題については、駐車場用地所有者である、富田林市甲田財産区との協議が必要であり、その方策について、検討中です。</p>			
(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)				
令和3年度調査回答	<p>指摘を受けている課題については、担当課の行政管理課との調整並びに財産区との協議が必要であり、対応策について引き続き検討中です。ただし、すでに契約済みの内容に基づくものであることから、地元の理解を得ることはかなり難しいと考えられる。</p>			
(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)				
令和4年度措置状況調査	<p>指摘を受けている課題についてはすでに契約済みであり、本市を取り巻く状況の大きな変化等もないことから減額の協議をする余地はないと考えます。</p>			
(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)				
措置状況	未措置		措置完了(見込)年度	—

監査名	平成29年度第1回定期監査		指摘日	平成30年2月20日
部局名	生涯学習部	課名	生涯学習課	
指摘事項等	<p>すばるホールに226,981,000円の指定管理料が支払われている。すばるホールについては、貸館利用料や駐車場使用料等の収納業務全体について、平成28年度に15項目の改善を実施し、事業団からの定期的な月例運営などの報告を受けるとともに、平成29年度には、5月、8月、11月に、担当課による現地調査が行われている。現地調査は年4回実施予定とのことである。事業団が実施する業務については、基本協定書において、市が、事業団から提出される事業報告書を確認し、随時業務実施状況の確認を目的とした管理物件の立ち入り及び当該業務の実施状況や当該業務にかかる管理経費等の収支状況等についての説明を求められることができるとされている。平成28年度に改善を求めたこともあり、今後も定期的に、書類検査や現金調査などの現地調査を実施されるべきである。なお、現地調査については、検査方法として、事業団職員からの聞き取り、書類検査、現場確認等となっているが、より適正かつ効果的な現地調査となるよう、今後も、とくに現金調査など重点項目を決め、業務の実施状況の正確な把握に努められたい。</p> <p>(平成30年2月20日付平成29年度第1回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度調査回答	<p>すばるホールの指定管理料については、指定業務の見直しにより、令和3年度においては、208,641,000円と平成29年度より、約1,800万円削減している。また、現地調査については、毎月、定例会を開催し、管理運営状況についての報告を受けるとともに定期的に、業務の契約状況、支払い状況、現金の保管方法等の確認を行っている。今後も、すばるホールの業務改善が着実に進んでいるか、確実に把握するため、機会があるごとに現地に向かい、書類審査、現金調査、業務ヒアリング等に積極的に取り組んでいく。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>すばるホールの指定管理料について、毎月、定例会を開催し、管理運営状況についての報告を受けるとともに定期的に、業務の契約状況、支払い状況、現金の保管方法等の確認を行っている。今後も、すばるホールの業務改善が着実に進んでいるか、確実に把握するため、機会があるごとに現地に向かい、書類審査、現金調査、業務ヒアリング等に積極的に取り組んでいく。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度	

監査名	平成29年度第1回定期監査		指摘日	平成30年2月20日
部局名	生涯学習部	課名	生涯学習課	
指摘事項等	<p>富田林市旧市営プールについては、喜志プール跡地グランド大木伐採業務に2,574,720円、旧市営大伴プール除草業務委託費に93,250円が支払われている。前者は、喜志プール跡地を駐車場とサブグランドに改装し、フェンスをするために大木を伐採する費用であり、後者は、大伴プール閉鎖後の施設を、隣の東公民館の駐車場予定地としつつ現状は市民が利用していない施設としての保守費用である。また、金剛プール跡地については、整備されていないが、その理由は、青少年スポーツホールや金剛中央公園に隣接しており、これらの施設が金剛地区再生指針による地区再生と活性化への取組みを金剛地区全体のなかで決めることが関係しているためである。</p> <p>また、建設して20年以上経過した指定管理施設は、現在、空調などの大型設備が故障し、修繕や部品交換で対応しているが、保守期間終了や交換部品の廃版で、改修、建替え等工事をすることもある。指定管理施設側から未修繕一覧について定期的に報告がなされ、それを受けて、修繕箇所の優先順位を決め、予算化して進められているとのことだが、緊急で時間に余裕がない時は一部修繕範囲を変更し、指定管理業者側で負担しているときもあるとのことである。</p> <p>市では、公共建築物やインフラを中心に「富田林市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設のマネジメントに取り組んでいる。</p> <p>未利用施設の土地利用や売却、また公共施設等の保守費用については、指定管理施設側からの報告等も参考に、市全体の公共施設の再整備の方向性に合せ、施設の利用計画や修繕計画等を整備した上、早急に対応する必要がある。</p> <p>(平成30年2月20日付平成29年度第1回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度調査回答	<p>喜志プール跡地については、グランド利用者の駐車場、広場として利用しています。大伴プール閉鎖後の施設は、平成31年度から隣の東公民館に管理を移管しております。金剛プール跡地については、隣接する青少年スポーツホールや金剛中央公園も含めて、金剛地区再生指針による地区再生と活性化への取組みを金剛地区全体のなかで指針を検討中ですので、指針が決定すれば、具体的な金剛プールの跡地処理の時期についても決定する予定です。指定管理施設の維持管理につきましては、指定管理業務のリスク分担により50万円未満の軽微な修繕については、指定管理者の修繕計画を基に修繕をしていただいています。50万円以上の修繕については、指定管理から報告を受け優先順位を決め、予算化して進めています。また、緊急性のあるものについてもその都度修繕を行っています。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>旧市営プールのうち喜志プールについては駐車場・広場として、川西プールはリニューアルオープンを行い、それぞれ有効活用をしております。大伴プール跡地は東公民館に移管しており、金剛プール跡地につきましては、「金剛中央公園・多機能複合施設等整備基本計画」を策定中であり、その策定のなかで、または策定後に方向性が決定する予定です。</p> <p>指定管理施設の修繕については50万円未満の軽微な修繕については指定管理者の計画により、50万円以上の大規模な修繕については指定管理者と協議の上、優先順位を決め、予算化をして修繕を実施しております。</p> <p>施設の利用方法や保守費用については、市全体の公共施設の再配置計画の方向性にあわせ、今後も実施してまいります。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和4年度	

監査名	平成29年度第1回定期監査		指摘日	平成30年2月20日
部局名	生涯学習部	課名	生涯学習課	
指摘事項等	<p>富田林市青少年対策事業に274,000円の委託料が支払われている。各地区より選出された富田林市青少年指導員が、青少年を犯罪からも守ることを目的に健全育成啓発巡回を毎月市内全域で啓発し、年に2回のもちつき大会、年に1回のたこあげ大会、中学校・小学校卒業式花束贈呈の行事を主催している。事業については、概ね適正な運用によるものである。しかし、花束贈呈について、卒業式は市内全体が同じ日に実施対応するために委託していると説明されているが、実際の準備では、委託業務であるにも関わらず市で花束の購入手続きをし、青少年指導員が当日卒業式に出席し贈呈することであるので、花束贈呈については事業内容の見直しをしていくか、このままなら市主催事業への変更を検討する必要があると考える。</p>			
	(平成30年2月20日付平成29年度第1回定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>花束贈呈につきましては、新型コロナウイルス感染症により、来賓が中止されたところであり令和2年度においては、中止しております。花束贈呈に関しては、小、中学生のために、夏休みや夜間の巡回などの地域活動を行っている「青少年指導員」から地域を代表して、お祝いするというものであり、意義は大きいと考えておりますが、青少年指導員連絡協議会の事務局である「市」が購入手続きをすることに対するご指摘については、真摯に受け止めております。</p> <p>なお、青少年対策事業全体に関して、コロナ禍における活動が難しいものでありますことから、花束贈呈を含む全体について、見直しを行うべく団体と協議を始めたところですが、コロナ禍により会議等の開催ができず、結論には至っておりません。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
令和4年度 措置状況調査	<p>花束贈呈につきましては、新型コロナウイルス感染症により、来賓が中止されたところであり令和3年度においても、中止となっております。花束贈呈に関しては、小、中学生のために、夏休みや夜間の巡回などの地域活動を行っている「青少年指導員」が地域を代表してお祝いするというものであり、意義は大きいと考えておりますが、青少年指導員連絡協議会の事務局である「市」が購入手続きをすることに対するご指摘については、真摯に受け止めております。</p> <p>なお、ご指摘の卒業式での花束贈呈も含む青少年対策事業全体については、令和2年度と3年度の2年間にわたり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により全て事業中止となったことから、今後の事業の方向性について団体との協議を進めているところです。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	検討中		措置完了(見込)年度	未定

監査名	平成30年度第1回定期監査		指摘日	平成31年2月27日
部局名	生涯学習部	課名	文化財課	
指摘事項等	<p>じないまち交流館に指定管理委託料として約4,745千円が支出されている。この指定管理について、平成29年11月7日の富田林市指定管理者選定(評価)委員会の報告書で、平成28年度の事業報告に対して、貸室の利用率の向上、研修の内容の質の向上、災害時の安全対策にかかるマニュアル策定を求められているが、平成29年度事業報告では利用率向上等についての成果が、あまり見受けられない。</p> <p>また、指定管理にかかる収支内訳表では、支出は主に人件費に支出されており、最低賃金上昇による流用がされている。そのために最低限の管理費とし、経費を軒並み削ったり、翌年度まわしにしている。しかし、指定管理の趣旨であるサービス向上による利用者の利便性の向上、管理運営経費削減による自治体の負担軽減に対して、今後どのような成果が見られるのかについて検討が必要である。</p> <p>(平成31年2月27日付平成30年度第1回定期監査結果報告)</p>			
令和3年度 調査回答	<p>令和2年3月31日までの経過状況及び方針</p> <p>指摘事項にある利用率向上等の成果については、積極的な地元町会の掲示板などの活用や当該施設のfacebookの開設などの情報発信に取り組みされた。しかし、イベント告知に大きな効果を見込んでいた鉄道駅へのポスター掲示が有料化されたことや、イベント当日の気候条件に恵まれなかったことも影響し、平成30年度、平成31年度共に、年間利用率や利用者数は目標に達しなかった。</p> <p>人件費上昇による指定管理運営への影響については、指摘のとおり管理運営費を削減し人件費に流用されているが、ホームページのアクセス情報の充実や見どころ案内などの情報発信や、「じないまち案内手書き地図」や「寺内町瓦版」をホームページからダウンロードできるようにするなどに取り組みされたことや、人件費高騰による指定管理収支の赤字分について、積極的な自主事業の実施により計画以上の収益を上げられたことなど、利用者サービスの低下や自治体の負担軽減に対する影響はなかったと考えている。</p> <p>令和2年4月1日以降令和3年5月31日までの経過状況及び方針</p> <p>令和2年4月より、公募による新たな指定管理者が富田林寺内町4施設(富田林市立じないまち交流館、重要文化財旧杉山家住宅、富田林市立寺内町センター、富田林市立じないまち展望広場)を一括して指定管理運営に移行した。特に指定管理にかかる収支については4施設を一括管理運営にしたことや新たに事業費を予算化したこと、人員体制が変わったことによる人件費の増額などが影響したため、平成30年の定期監査時点とは状況が変わっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者:(株)アスウェル ・指定期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで ・指定管理料:94,295千円 <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の要請を受けて、4施設を臨時休館したことや、全国的な外出抑制の影響により、施設の入館者数・利用率ともに大幅に減少した。現在もその状況は続いている。</p> <p>指定管理者では、イベントの人数制限などの感染症対策を図りながら事業を開催されるとともに、SNS等を活用した情報発信が行われてきている。</p> <p>また、接遇研修の定期的な実施やホームページ上で施設利用の予約状況がわかるページを設けるなど利用者促進・満足度の向上にも努められた。</p> <p>人件費については、指定期間内での上昇分を事業計画段階で見込まれているため、管理運営経費への影響は見られない。</p> <p>今後も、貴重な歴史遺産である旧杉山家住宅の適切な保存を図りつつ、利用率向上に向けてじないまち交流館を含む4施設において地域住民やボランティア等との連携を深めながら利用者ニーズや体験学習等の各種事業を実施するとともに、適切な経費の執行に努めることとしている。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・貸室の利用率の向上については、ホームページ上で予約状況がわかるページの開設や平面図や写真を掲載し利用者に分かりやすく案内するなど実施済である。 ・研修内容の質の向上については、職場での実践を通じての知識習得研修など実施済である。 ・災害時の安全対策マニュアルは、令和2年4月に策定済である。 <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>		
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和2年4月	

監査名	平成30年度第1回定期監査		指摘日	平成31年2月27日
部局名	生涯学習部	課名	図書館	
指摘事項等	<p>コンピューター保守関連の委託契約は、委託業者一本に特命随意契約となっているが、その後の契約締結過程は、委託業者の提案に引きずられている傾向となっている。本市は力関係で弱い立場であることは重々承知しているが、すべて無条件で再委託されるなど、業者のペースで契約締結がなされている。委託金額等の設定過程で本市は意見を言えていない状況であったのではないかと推測されるし、また、システムには解りづらい面もあることは確かである。</p> <p>このような情報システムの業務委託について、政策推進課では契約内容等を点検・相談できる場合があるので、今後はそれらを活用しながら、より適正に契約ができるように努められたい。</p>			
	(平成31年2月27日付平成30年度第1回定期監査結果報告)			
令和3年度 調査回答	<p>本市図書館で導入しているクラウド型図書館システム(WebiLis)は、富士通株式会社が開発したシステムであり、クラウド使用に関する契約やソフトウェア保守に関しては株式会社富士通マーケティング(現:富士通Japan株式会社)がシステム運用全体の総括を担当しています。クラウド型であり、システムプログラム自体が開発元の富士通のサーバに置かれていることから、開発元と同じベンダーによる保守を行うことはシステムの適正な運用上必要と考えます。</p> <p>また、基本的に通常のQ&Aやシステム障害発生時の対応などは契約先(株式会社富士通マーケティング)が対応しているため特命随意契約としていますが、本市からのシステムに関する問い合わせへの対応時に開発元に対し製品に対する情報提供(プログラムサポートなど)等を依頼するため再委託の承認が必要な旨伺っています。PCハード機器の不調による起動不可、分室での不具合発生時等には、契約先SEにより迅速にシステムを復旧するなど適切なフォロー体制となっています。</p> <p>中央図書館・金剛図書館の業務システムハードウェアは、平成30年度に両館のカウンター機器を、令和元年度には両館の事務室機器と利用者蔵書検索用端末機を更新しました。予算編成方針により、更新したばかりの機器でもあるため平成30年度以降は、ハードウェア保守を外し故障時には需用費(修繕料)にて対応することとなりました。</p> <p>令和3年度ソフトウェア保守委託料は月額29,500円(税抜き)、クラウド使用料は月額126,360円(税抜き)で契約を締結しています。</p> <p>今後、当システムを導入している間に締結する契約に際し、業務内容に見合う見積金額であるか、注意する点等について、政策推進課より助言を受けながら適正に契約できるよう努めて参ります。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>本市図書館で導入しているシステム(WebiLis)は、富士通株式会社が開発され、クラウド使用契約及びソフトウェア保守に関しては富士通Japan株式会社がシステム運用全体の総括を担当しています。</p> <p>クラウド型であり、システムプログラム自体が開発元の富士通のサーバに置かれていることから、開発元と同じベンダーによる保守を行うことはシステムの適正な運用上必要不可欠です。</p> <p>システム障害発生時の対応やPCハード機器の不調による起動不可、分室での不具合発生時には、契約先SEによる迅速なシステム復旧体制がとられており、問題は生じておりません。</p> <p>令和4年度、ソフトウェア保守委託料は月額29,500円(税抜き)、クラウド使用料は月額172,360円(税抜き)で契約を締結しています。</p> <p>今後、当システム導入期間中に締結するシステム改修契約時はもちろん、図書館システムの入替時にも、近隣各市の状況を調査し、見積金額が業務内容に見合うものであるかデジタル推進室の助言をいただきながら適正に契約できるよう努めて参ります。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和4年度

監査等指摘事項措置状況管理票

監査名	平成28年度第1回定期監査		指摘日	平成29年1月20日
部局名	消防本部	課名	消防総務課	
指摘事項等	<p>地下タンク及び埋設配管の気密検査業務について、3社見積りによる契約で324千円の支出がされている。この契約の手続きについては問題無いと考えるが、見積書の記載はA重油、レギュラー、軽油の漏洩検査1式となっている。検査についてはガソリンスタンド等も定期的に行うものであり、特別特殊性があるとは言い難いものである。今後は、検査項目ごと等の詳細な見積書を徴取し、価格が適正なのかを検討すべきである。</p>			
	(平成29年1月20日付平成28年度第1回定期監査結果報告)			
平成調査2回9年度	<p>地下タンク及び埋設配管の気密検査業務については、3年に1回の検査であることから、次回平成30年度以降の検査時は、見積り業者の変更等や検査項目ごと等の詳細な見積りを徴取するように措置する予定です。</p>			
	(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)			
令和3年度調査回答	<p>・見積業者、見積書は、見直しを行いました(平成30年7月)。これにより契約金額は低減することとなりました。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>対象となる地下埋設タンクは、消防庁舎敷地内に埋設されており、自家給油取扱所(ガソリン15,000L・軽油5,000L)、非常用自家発電設備(重油5,000L)の3箇所となります。 検査方法としては、タンク内部に圧力をかけて締切を行った後、圧抜けを専用ゲージ(計測器)で測定するのみとなり、3箇所と同様の検査を行うため、油種の差異によって検査項目ごとの詳細は必要としません。 見積金額については、3年毎の点検であっても適正価格がどうかを確認する必要があるため、令和3年度に見直した結果、3分の1程度に低減することができました。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度	

監査名	平成28年度第1回定期監査		指摘日	平成29年1月20日
部局名	消防本部	課名	消防総務課	
指摘事項等	<p>消防救急デジタル無線設備保守管理業務委託料として4,185千円が支出されている。この契約は、特命随意契約として契約されているところ、その理由として設置業者であるためとされており、理由としては妥当であると認める。例えば、導入時の契約金が安価でも、保守委託料等のランニングコストを考慮すると、事業をトータルにみれば高額になる場合が考えられる。よって設備導入時にはランニングコストのことを含めて検討し選定するのが望ましい。この点、ランニングコストはあくまでも予定価格のため、導入時に保守料を考慮しながら契約することは必ずしも容易ではない。しかし、耐用年数期間は保守料の支払いが続くことを想定し、初期導入時の費用だけでなくランニングコストなども考慮して選定が可能なプロポーザル方式などの契約方法を、今後は検討すべきである。</p>			
	(平成29年1月20日付平成28年度第1回定期監査結果報告)			
平成29年度調査回答	<p>今後の機器導入等につきましては、指摘事項のとおりランニングコストなどの費用も考慮し、プロポーザル方式などを含めて契約方法を選定するように措置する予定です。</p>			
	(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)			
令和3年度調査回答	<p>今後の機器導入等につきましては、指摘事項のとおりランニングコストなどの費用も考慮し、プロポーザル方式などを含めて契約方法を選定するように措置する予定です。</p>			
	(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)			
措置内容	<p>前年度の回答と同様になりますが、今後の機器更新に伴うデジタル無線保守契約につきましては、指摘事項のとおりランニングコストなどの費用も考慮し、プロポーザル方式などを含めて契約方法を選定するように措置する予定です。</p> <p>なお、現状としましては消防広域化が令和6年4月に開始を予定しており、デジタル無線の更新を含めた保守業務契約につきましては、広域事務局へ移行される予定です。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和5年度	

監査名	平成28年度第2回定期監査		指摘日	平成29年3月30日
部局名	議会事務局	課名	議会事務局	
指摘事項等	<p>事務局では、議会における本会議や各委員会の議事内容を、映像や文書で保存し、市民や議員、市職員など全ての関係者に広く公開している。そのひとつである音声反訳業務は音声データをSDカードに保存し、文字をおこし、ワードデータを作成する業務で、本会議・臨時会はA社と、各委員会ではB社と、それぞれの業者に特命随意契約を行っている。単価契約金額は1時間当たり15,750円で、27年度1,585,386円となっている。本会議会議録の作成をA社に委託する理由は、速記法による会議録の調製を始めた昭和42年以降から一貫して委託しており、音声データからの会議録作成に変更した現在もそのまま委託し、緊急に速記士による対応が必要な場合には速やかに派遣対応ができる関係を維持するためとされている。各委員会会議録作成をB社に委託する理由は、作成した会議録データを会議録検索システム用に加工し、ホームページに掲載する業務を複数合わせて委託しているためとされている。長期にわたる二社による特命随意契約で価格が適正なのかを検証し、新規業者との競争入札やスポット契約等の導入によりコスト削減の検討が必要でないかと考える。</p> <p>(平成29年3月30日付平成28年度第2回定期監査結果報告)</p>			
平成29年度調査回答	<p>本会議及び各委員会の音声反訳について、長期間の特命随契に関する指摘については、平成30年度以降の契約に関し、現在の契約金額が適正であるかの検証(他社見積りの取得による比較検討)を実施いたします。</p> <p>また、本会議映像の録画配信やライブ配信、及び、本会議や各委員会における会議録検索に関する契約については、過去データ(録画映像・会議録)の移設(新たな契約業者となった場合でも、現在と同様に過去データの検索や閲覧が可能な状態を継続)を含む形で、現在より安価な金額で契約することができるのかについての検証を、あわせて次年度予算要望時期までに実施いたします。</p> <p>尚、近隣各市の議会事務局における、契約方法、内容についての情報収集に努めます。</p> <p>(平成29年3月31日現在 検討・改善状況)</p>			
令和3年度調査回答	<p>1. 本会議及び各委員会の音声反訳については、平成29年8月に株式会社議事録発行センターに見積もりを依頼し、比較検討したところ、現在の契約金額の方が安価でありました。</p> <p>2. 本会議映像の録画配信やライブ配信について、過去データ(録画映像・会議録)の移設(現在と同様に過去データの検索や閲覧が可能な状態を継続)を含む形で、現在より安価な金額で契約することができるのかについて、複数業者に確認を取りましたが、対応可能との業者はありませんでした。</p> <p>3. 上記指摘事項内にある本会議・臨時会の音声反訳を行っていた業者が廃業されたことから、改めて事務や契約方法の見直しを令和2年度において行い、令和3年度契約分より、本会議・臨時会・委員会を一括し、『富田林市議会音声反訳及び会議録検索システム用データ作成業務(単価契約)』として、特命随契による契約を担当課での見積もり合わせによる契約と改めました。</p> <p>※複数単価契約(①音声反訳+検索用データ作成・②音声反訳のみ)となることから、契約検査課による入札ではなく、担当課による見積もり合わせによる契約となったものです。</p> <p>(令和3年5月31日現在 検討・改善状況)</p>			
措置内容	<p>令和3年度契約分(契約日:令和3年5月12日)以降、本会議・臨時会・委員会を一括し、『富田林市議会音声反訳及び会議録検索システム用データ作成業務(単価契約)』として、担当課での見積もり合わせによる契約へと変更措置済。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置完了	措置完了(見込)年度	令和3年度	

監査名	令和2年度決算審査		指摘日	令和2年11月27日
部局名	市民人権部	課名	人権・市民協働課	
指摘事項等	人権問題対策推進事業 2020 地域人権学習・交流事業補助金 補助事業変更申請に際しては、補助目的に照らし、事業内容の確認と精査を行うこと。			
	(令和2年11月27日 2年10月分例月現金出納検査)			
措置内容	2020地域人権学習・交流事業補助金については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年度途中で補助事業の変更を行っていますが、補助事業の変更申請時には、交付要綱に定める、差別のない人権尊重のコミュニティの実現を図るための「地域人権学習事業」と「地域人権交流事業」の内容に照らし、交付申請時と同様に、事業内容の確認と精査を行っております。 なお、実績報告において、写真の添付を求めており、講演会からパネル展示への変更について、複数の学生が人権教材を手に、パネルの見学に訪れている様子が見て取れ、講演会では集客が難しい年齢層へのアプローチに繋がっている成果の確認もとれております。 令和3年5月19日措置完了。			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和3年度

※ 措置完了したものについては、措置状況調査欄に措置内容を記載すること

※ 本調査後に措置完了したものについては、措置通知を提出すること

監査等指摘事項措置状況管理票

監査名	令和2年度決算審査		指摘日	令和3年7月26日
部局名	市民人権部	課名	環境衛生課	
指摘事項等	東条地域整備促進事業 富田林市東条地区10町連合会補助金 事業変更のあった補助金の使途確認においては、必要な根拠資料の精査を行うこと。			
	(令和3年7月26日 令和2年度決算審査)			
措置内容	令和3年度決算では、グリーンピア東条運営費、通学安全対策費(バス通学児童の通学費の1/2を補助)について資料を精査の上、不要分を市に返還するなど適正に運用しております。			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和3年度

監査名	令和2年度決算審査		指摘日	令和3年7月26日
部局名	健康推進部	課名	高齢介護課	
指摘事項等	<p>介護保険システムにおいては、長期間、同一システムが使用されているが、システム改修や保守管理においては、納入業者との契約となるため、定期的にランニングコストを含めた経費削減ができないか、少なくとも比較検討の意義はあると考える。システム変更を伴うことから本市全体にも関わる課題と思われるが、一考されたい。</p> <p>(令和3年7月26日 令和2年度決算審査)</p>			
措置内容	<p>令和2年度システム改修委託料は、全額が市単独による財源ではなく、総額17,264,500円の内、8,081,000円は、国庫の補助を受けています。次年度(令和5年度)に控える機器更新で、コストを抑えるため情報システム関係担当部署と協議しているところであります。また、国の方では令和7年度末までに地方公共団体の情報システムの標準化を進めているところであり、今後はシステムの標準化への移行を契機に、情報システム関係部署と連携し、ランニングコストを含めた経費削減に向け比較検討を行う予定です。</p> <p>(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)</p>			
措置状況	措置中		措置完了(見込)年度	令和7年度

監査等指摘事項措置状況管理票

37

監査名	令和3年度定期監査		指摘日	令和4年3月29日
部局名	子育て福祉部	課名	こども未来室	
指摘事項等	備品の管理について 登録漏れがあり未整理となっている備品の管理表については、速やかに整理、補完を行い、適切な管理を行われたい。			
	(令和3年3月29日 令和3年度定期監査結果報告書)			
措置状況調査 令和4年度	令和4年度より備品台帳を整理し、適切な管理に努めております。			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置完了		措置完了(見込)年度	令和4年度

監査名	令和3年度定期監査		指摘日	令和4年3月29日
部局名	子育て福祉部	課名	こども未来室	
指摘事項等	<p>子ども・子育て支援システムについて 保育所施設の入所、収納、運営管理を行う「子ども・子育て支援システム」においては、長期間、同一システムが使用されているが、制度改正などによるシステム改修や保守管理においては、納入業者との随意契約となるため、見積り金額の妥当性や他システムに対する優位性についても確認・検討する必要があると考える。 また、システム入れ替えを行う場合には、新たに導入費用も必要となるが、定期的にランニングコストを含めた経費削減ができないか、他システムとの比較検討の意義はあると考える。</p>			
	(令和3年3月29日 令和3年度定期監査結果報告書)			
措置内容	<p>保育所等入所管理等を行う「子ども子育て支援システム」については、導入から同一システムを長期で運用しており、他システムや他納入業者への比較を検討中であります。検討事項内容である他システムへの移行に伴うタイミングにおいても、銀行・収納代行業等とのシステム関連機関との調整を踏まえ、保育所等利用者に対して不具合が生じないよう適切なタイミングを見計らいながら検討を進めてまいります。 また、国の意向により、令和7年度末までに国基準のシステム標準化が進められていることから、システムの標準化への移行時に、関係部署と連携し、他システムおよび他納入業者との比較を含めた検討を併せて行う予定としております。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	措置中		措置完了(見込)年度	令和7年度

監査等指摘事項措置状況管理票

監査名	令和3年度決算審査		指摘日	令和4年8月18日
部局名	産業まちづくり部	課名	農とみどり推進課	
指摘事項等	<p>農業公園費 指定管理委託料</p> <p>指定管理者からの事業報告について、指定管理制度の制度趣旨に沿った公の施設管理を行えているか、指定管理と自主事業の収支の区別の合理性、妥当性についても、指定管理者との協議・確認を行い、より効果的な指定管理となるよう事業の再検証を行う必要があると考える。</p>			
	(令和4年8月18日 令和3年度決算審査意見書)			
措置状況調査 令和4年度	<p>指定管理と自主事業との収支区別の合理性、妥当性については、光熱水費や人件費等の割合を指定管理者と協議を重ね、より効率的な指定管理となるよう事業の検証に努めてまいります。</p>			
	(令和4年9月30日現在 検討・改善状況)			
措置状況	検討中		措置完了(見込)年度	令和5年度